

鶴見工場建替工事における

設計・施工モニタリングマニュアル

令和4年9月30日

大阪広域環境施設組合

(はじめに)

大阪広域環境施設組合（以下「組合」という。）が実施する「鶴見工場建替・運転委託事業」（以下「本事業」という。）は、新施設の設計・建設並びに運転管理を民間事業者に一括かつ長期的に委ねる公設運転委託方式を採用した事業である。

本事業など、多くのごみ焼却工場建設工事で採用されている性能発注方式では、組合が示した要求水準書に基づき事業者が設計を行うため、組合は事業者より提出された設計図書の内容が、事業者提案書や要求水準書の内容を満たしていること及び関係法令等を遵守していることを確認するとともに、内容を確認した設計図書に基づき工事施工していることを確認する必要がある。

本事業を円滑かつ確実に実施するうえにおいて、設計・施工段階における業務を適切に実施することは極めて重要であることから、本事業における設計・施工段階の業務を適切に実施するための手順等を「鶴見工場建替工事における設計・施工モニタリングマニュアル（以下「本マニュアル」という。）」として定めるものである。

なお、鶴見工場建替工事（以下「本工事」という。）における解体撤去工事、土木・建築工事（外構、造園含む）、建築（電気・機械）設備工事に係る設計・施工監理については、業務委託により受託者が組合監督員業務の補佐を実施するため、あらかじめ本マニュアル記載の内容について受託者と十分に調整のうえ監理業務を実施するものとする。

目次

第1章	総則	4
1.	事業の概要	4
2.	用語の定義	4
3.	工事監理方式	5
3. 1	土木・建築工事等の工事監理方式	
3. 2	プラント設備工事の工事監理方式	
4.	監督業務について	6
5.	設計・施工モニタリングの概要	7
5. 1	書類による確認	
5. 2	現地における確認	
6.	モニタリング業務区分	8
7.	事業者セルフモニタリング	8
第2章	設計モニタリング	10
1.	設計モニタリングの概要	10
2.	設計モニタリング業務手順	11
2. 1	土木・建築工事等	
2. 1. 1	基本設計【協議時】	
2. 1. 2	基本設計【審査・受領時】	
2. 1. 3	実施設計【協議時】	
2. 1. 4	実施設計【審査・受領時】	
2. 2	プラント設備工事	
2. 2. 1	基本設計【協議時】	
2. 2. 2	基本設計【審査・受領時】	
2. 2. 3	実施設計【協議時】	
2. 2. 4	実施設計【審査・受領時】	
3.	設計モニタリングの要点	17
第3章	施工モニタリング	18
1.	施工モニタリングの概要	18
2.	施工モニタリング業務手順	19
2. 1	土木・建築工事等	
2. 2	プラント設備工事	
3.	監督員等による検査業務	22
4.	試運転時の業務	22

第4章	出来高査定	23
1.	土木関係工事	23
1. 1	土木関係工事 中間出来高査定の取り扱い	
2.	建築関係工事	30
2. 1	建築関係工事 中間出来高査定の取り扱い	
3.	プラント設備工事	37
4.	設計監理・施工監理業務委託	38
	(1) 設計監理	
	(2) 施工監理	
5.	出来高算定基準対照表	41

第5章	様式集	42
別紙1	事業者セルフモニタリングシート	
別紙2	要求性能チェックシート	
別紙3	協議書・審査書	
別紙4	審査受領書	
別紙5	機器保管届（部分払い保管届用）	
別紙6	監理業務詳細フロー	

第6章	要求水準書適合チェック参考資料（別冊）	52
------------	---------------------	----

工事監理・工事検査業務関係規定

【本マニュアルの改定履歴】

第1章 総則

1. 事業の概要

本事業で実施される工事項目を大別すると、設計と並行して、土壌汚染対策工事、解体撤去工事（プラント設備の除染含む）を実施した後、土木・建築工事、建築設備工事、プラント設備工事があり、想定される設計・施工のスケジュールは図1-1のとおりである。

図1-1 設計・施工スケジュール（想定）

工事項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
工事契約	▼					
設計	■					
土壌汚染対策工事		■				
解体撤去工事		■				
土木・建築工事			■			
建築設備工事					■	
プラント設備工事					■	

前述のような本組合施設の工事項目は、土壌汚染対策工事、解体撤去工事、土木・建築工事、建築設備工事（以下これらの工事を総称して「土木・建築工事等」という）とプラント設備工事に大別される。

土木・建築工事等については組合における設計監理・施工監理業務の補佐を目的とした業務委託を行うことを計画している。このため、受注者とともに設計・施工監理を実施することになる。

一方で、プラント設備工事については、従前から本組合の職員にて実施しており、組合において設計・施工監理に関するノウハウも有していることから、組合が直接、設計・施工監理を行うこととする。

2. 用語の定義

本工事における設計・施工モニタリングマニュアル（以下「本マニュアル」という）で使用する用語の定義について、表1-1に示す。

表1-1 本マニュアルで使用する用語の定義

組合	大阪広域環境施設組合を指す。
事業者	本事業の建設事業者を指す。参加表明書に記載された構成企業のうち設計・建設業務を担当する者で、組合と建設工事請負契約を締結する単独企業又は共同企業体をいう。
受託者	本事業の設計監理・施工監理業務の受注者をいう。
監督職員等	組合の監督職員及び受託者の監督員をいう。
要求水準書等	本事業の入札説明書、要求水準書、入札説明書等に対する質問回答、入札提案書類、契約書その他組合が本事業に求める仕様等を定めた書類をいう。
施工承諾申請書	要求水準書 第2編 第1章 3(3)カ に定める書類をいう。

設計図書	本工事の設計に関して作成され、建設工事請負契約書第3条に定める書類並びに図面その他の図書をいう。
協議	監督職員等及び事業者が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。
審査	事業者が提出した設計図書及び施工承諾申請書について、監督職員等がその内容について要求水準書等と十分照合し、内容が適合しているか否か又は適切であるか否かを明らかにすることをいう。
受領	事業者が提出した設計図書及び施工承諾申請書について、組合の監督職員が資料の受け取りに同意することをいう。
指示	監督職員等が事業者に対し、必要な事項について示し、実施させることをいう。
立会	監督職員等が臨場し、現場施工の状況が設計図書に適合していること確かめることをいう。

3. 工事監理方式

3. 1 土木・建築工事等の工事監理方式

設計・施工監理の体制（概念図）は図1-2、監理業務内容は以下のとおりである。

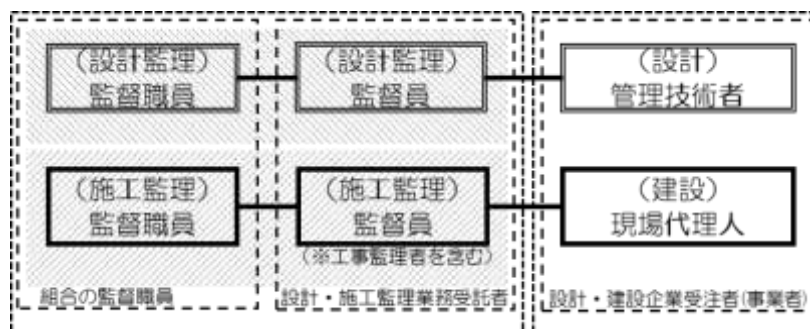
3. 1. 1 設計監理業務

本事業の事業者に対し、要求水準書及び提案書の内容が確実に設計図書に反映されているかの審査を行う。

3. 1. 2 施工監理業務

本事業の事業者に対し、要求水準書、提案書及び設計図書の内容どおりに工事が進められているかを審査すると共に、要求水準書記載の性能確認の現場実施及び事業者が行う工事の監理を行う。

図1-2 設計・施工監理の体制（概念図）



3. 2 プラント設備工事の工事監理方式

設計・施工監理の体制（概念図）は図1-3、監理業務内容は以下のとおりである。

3. 2. 1 設計監理業務

本事業の事業者に対し、発注者自ら要求水準書及び提案書の内容が確実に設計図書に反映されているかの審査を行う。

3. 2. 2 施工監理業務

本事業の事業者に対し、発注者自ら要求水準書、提案書及び設計図書の内容どおりに工事が進められているかを審査すると共に、要求水準書記載の性能確認の現場実施及び事業者が行う工事の監理を行う。

図1-3 設計・施工監理の体制（概念図）



4. 監督業務について

4. 1 監督業務実施フロー

設計・施工監理を適正に実施するための監督業務については、設計監理・施工監理業務委託を行う土木・建築工事等と直営で行うプラント設備工事に分けられ、「協議」、「審査」、「受領」、「指示」、「立会」の実施フローを図1-4に示す。監督業務の実施フローにおける書類のやりとりは、原則電子化とする一方、「審査」や「受領」などの添付書類が書面でないと確認できない場合など電子化による運用上支障が生じる場合にのみ書面により取り扱う。なお、図1-4以外の監督業務については「大阪広域環境施設組合業務委託（経常型）監督検査手引き」及び「大阪広域環境施設組合請負工事監督検査手引き」に基づくものとする。

図1-4 監督業務実施フロー

土木・建築工事等

	協議	審査	受領	指示	立会
組合監督職員	③確認 ⑥保管 ④協議	④報告 ②審査 ③指示	①受領 ⑥保管 ②連絡	指示 ①指示	⑤立会 ③調整 立会(n-ターン1)の一例を示す
受託者	②提出 ⑥助言、助勢	④報告 ②審査 ③指示	⑤受領後提出 ③連絡	②確認 ③指示	④立会願い ⑤立会 ③調整、②確認
事業者	①提出	①提出	④受領後提出		①立会願い

※監督業務実施フローの詳細については、別紙6（監督業務詳細フロー）を参照

プラント設備工事

	協議	審査	承諾	指示	立会
組合監督職員	③保管 ②提出 ④協議	②審査 ③指示	①受領 ④保管 ②連絡	指示 ①指示	②立会
事業者	①提出	①提出	③受領後提出		①立会願い

5. 設計・施工モニタリングの概要

組合は、本施設の設計・施工期間を通して本マニュアルに従い、事業者が行う本施設の設計・施工に関し必要な業務状況の監視、いわゆる「モニタリング」を行う。

本事業は事業者が設計・施工を一括して行うため、事業者自らが、設計・施工業務について責任を持ってチェックを行うことが重要である。そのため、モニタリングに際しては、まず初めに事業者自らが、要求水準書等に基づき業務の管理及び設計・施工内容についてチェックを行う、「事業者セルフモニタリング」を実施したうえで書類を提出し、監督職員等はその書類について審査・受領を行うほか、必要な確認作業を行う。また、設計段階、工事段階、完工段階でのモニタリング業務手順がそれぞれ異なるため確認作業を適切に執行していく必要がある。

5. 1 書類による確認

監督職員等は、設計・施工業務に係る表1-2に示す各書類について、事業者それぞれの提出時期までに提出させるとともに、要求水準書等の内容を満足していることを確かめることが重要である。また、設計・施工業務の着手前に必要な建築士法、建設業法関連の写し、関係官庁への届出書類のほか、組合の請負工事提出書類一覧表【共通指定様式】で定める各種書類については、別途、期日までに提出させておく必要がある。

表1-2 提出書類及び提出時期

	提出書類	提出時期	備考
1	全体工程表	設計着手時	基本設計、実施設計のほか、土木・建築工事等、プラント設備工事のほか本施設の整備に必要なものすべての工事を含む工事全体を包含した全体工程表を示す
2	設計業務計画書	設計着手時	基本設計、実施設計における、土木・建築工事等、プラント設備工事のほか、本施設の整備に必要なものすべての設計業務計画を示す
3	基本設計図書	基本設計実施後	要求水準書等に基づく
4	実施設計図書	実施設計実施後	要求水準書等に基づく
5	工事工程表	建設工事着手前	要求水準書等に基づく
6	各種届出、提出資料	建設工事着手前	要求水準書等に基づく
7	工事報告書	工事期間中の日報、週報、月報、年報	
8	施工承諾申請書	随時	要求水準書等に基づく
9	各種試験要領書及び試験結果報告書	随時	要求水準書等に基づく
10	出来形及び出来高報告書	各事業年度終了時	
11	試運転要領書	試験着手前	要求水準書等に基づく
12	予備性能試験要領書	試験着手前	要求水準書等に基づく
13	引渡性能試験要領書	試験着手前	要求水準書等に基づく
14	試運転報告書、予備性能試験報告書、引渡性能試験報告書	各試験完了時	

15	完成図書及び 完成届出書	建設工事完了後	
16	その他組合が 必要とする書類	随時	

5. 2 現地における確認作業

監督職員等は、施工箇所が完成検査時点において設計図書に基づいて施工されているかを確認することが極めて困難な隠ぺい部等、若しくは施工品質を確保する上で特に重要な場合等で、施工の各段階で組合が必要と認める時には、事業者の業務内容が、表1-2で提出された各種書類や要求水準書等に準じているかを、事業者立ち会いのもと確認する。

6. モニタリング業務区分

本事業における設計モニタリングと施工モニタリングの業務区分を表1-3に示す。

表1-3 モニタリング業務区分

業務区分		業務内容	
設計モニタリング	基本設計	設計図書の事業者セルフモニタリング、協議、審査、受領	
	実施設計	設計図書の事業者セルフモニタリング、協議、審査、受領	
	提出書類確認	設計段階で事業者より提出される書類の確認	
施工モニタリング	実施設計から工事までの手順	施工承諾申請書	施工承諾申請書の事業者セルフモニタリング 審査、受領
		工事施工	工事途中に行う書類審査や立会検査等の技術審査
			工事現場パトロール（施工体制の確認等）
			各種検査（出来高検査、完成検査等）、試験（性能確認試験等）等の立会
提出書類確認	工事施工段階で事業者より提出される書類の確認		

7. 事業者セルフモニタリング

本事業では、事業者が要求水準書等を満足するために設計し作成した設計図書を組合及び受託者が審査し、問題のないことを確認したうえで受領し施工することになるが、組合や受託者の監督職員等による審査時の指摘を極力減らすことで、修正に係る時間的ロスの低減を図ることを目的に、事業者自ら作成した設計図書のチェックを行った記録（事業者セルフモニタリングシート【別紙1】）を設計図書とともに提出させることとする。なお、事業者モニタリングシートの内容については、本マニュアルにおいてはその一例を掲載する。

7. 1 事業者セルフモニタリングの実施対象

事業者セルフモニタリングの対象となる業務を表1-4に示す。

表1-4 事業者セルフモニタリング対象業務

業務区分			対象業務
設計段階	設計 モニタリング	基本設計	協議時
			審査、受領時
			基本設計図書
工事段階	施工 モニタリング	実施設計から工事までの手順	協議時
			審査、受領時
			実施設計図書
竣工段階	施工 モニタリング	実施設計から工事までの手順	施工承諾申請書提出時
			試運転時、工事竣工時
			施工承諾申請書
			試運転・性能試験・完成検査
			技術検査、工事現場パトロール、その他工事監理

7. 2 事業者セルフモニタリング実施の際の提出物

7. 2. 1 基本設計（協議時）

★設計業務計画書

- ・業務担当者リスト
- ・設計工程表
- ・事業者セルフモニタリング計画書
 - ・事業者セルフモニタリング体制表
 - ・事業者セルフモニタリングの実施を踏まえた設計図書の提出計画表（図面リストとし、図面ごとに提出予定日、受領希望日を記入）
 - ・事業者セルフモニタリングシート【別紙1】

★協議用設計図書

7. 2. 2 基本設計（審査・受領時）

★承諾申請用設計図書

★事業者セルフモニタリングシート【別紙1】

7. 2. 3 実施設計（協議時）

- ★事業者セルフモニタリングの実施を踏まえた設計図書の提出計画表
（実施設計に係る図書リストとし、図書ごとに提出予定日、承認希望日を記入する。
なお、要求水準書第2編3(3)カ(7)施工承諾申請一覧表として提出可）

★協議用設計図書

7. 2. 4 実施設計（審査・受領時）

★承諾申請用設計図書

★事業者セルフモニタリングシート【別紙1】

7. 2. 5 実施設計から工事までの手順（施工承諾申請書提出時）

★施工承諾申請書

★事業者セルフモニタリングシート【別紙1】

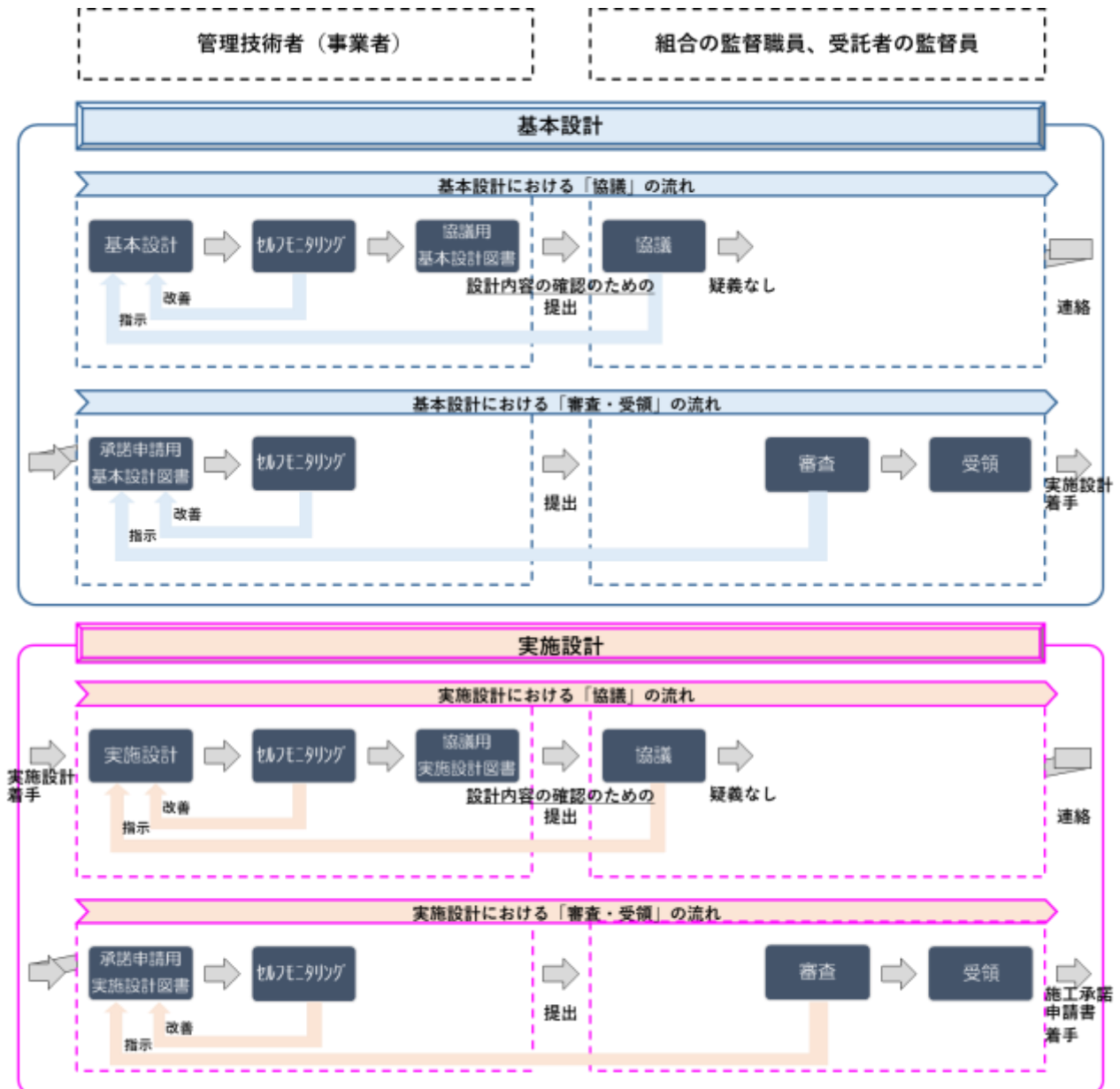
★立会願

第2章 設計モニタリング

1. 設計モニタリングの概要

本事業における設計モニタリングについては、事業者の実施した基本設計及び実施設計の内容が要求水準書等と整合しているかを審査・受領することが主な業務である。図2-1に基本的なフローを示す。

図2-1 設計モニタリング（基本フロー）



※受託者の監督員は「協議」、「指示」、「審査」、「受領」、「立会」において所要の事務を担う。

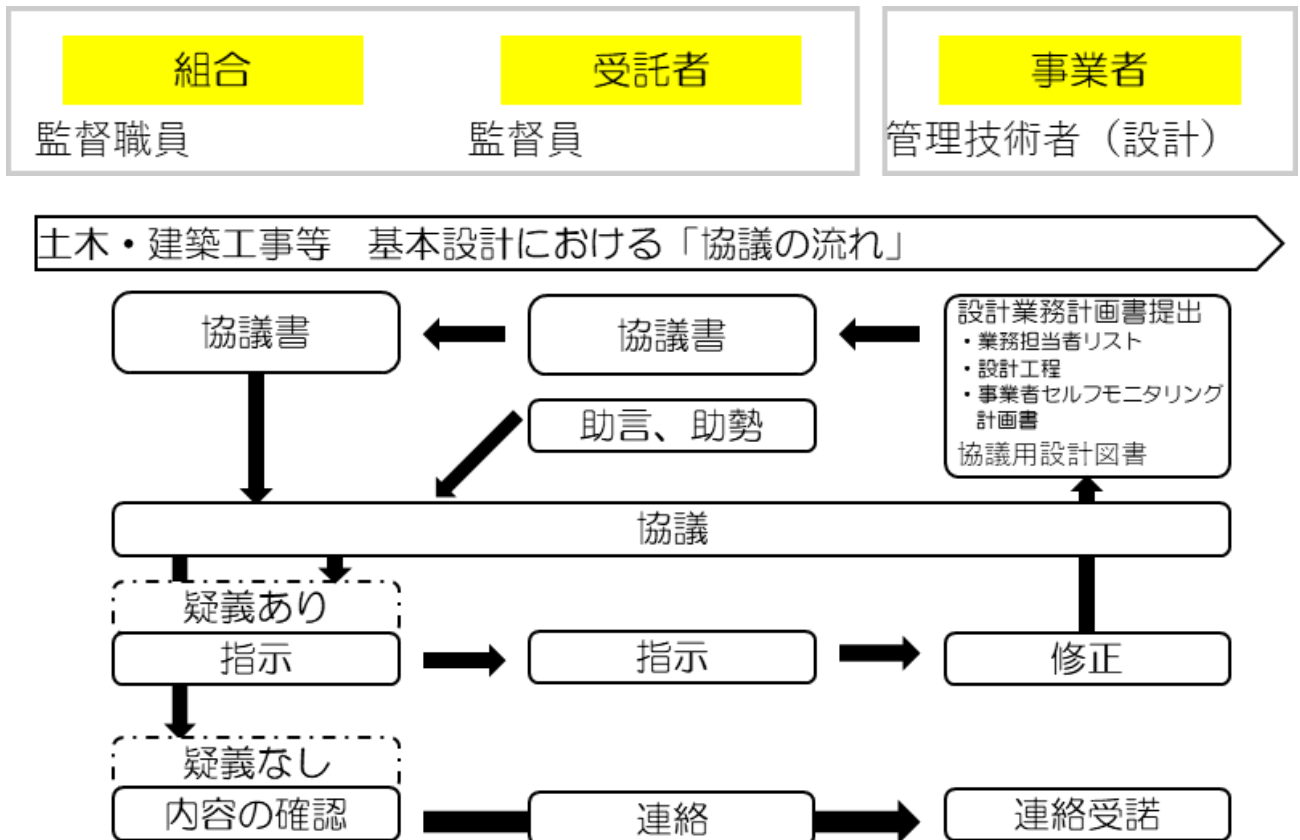
2. 設計モニタリング業務手順

2. 1 土木・建築工事等

2. 1. 1 基本設計【協議時】（参照：図2-2）

- 事業者は、設計の着手にあたって、業務担当者リスト、設計工程、事業者モニタリング計画書からなる設計業務計画書のほか、協議用基本設計図書を受託者に提出する。
- 受託者は、設計業務計画書の内容について、設計図書の提出が設計期間末に集中していないことなど、設計図書の審査期間を適切にとっていることや、無理のない設計工程となっていることを確認のうえ、当該資料を確認したことを示す協議書【別紙3】を設計業務計画書とともに組合に提出し、協議を行う。
- 協議では、組合は、受託者が確認を行った資料の内容を確認し、疑義がある場合は受託者を通じ事業者に指示する。疑義がない場合は受託者を通じ事業者に連絡を行う。

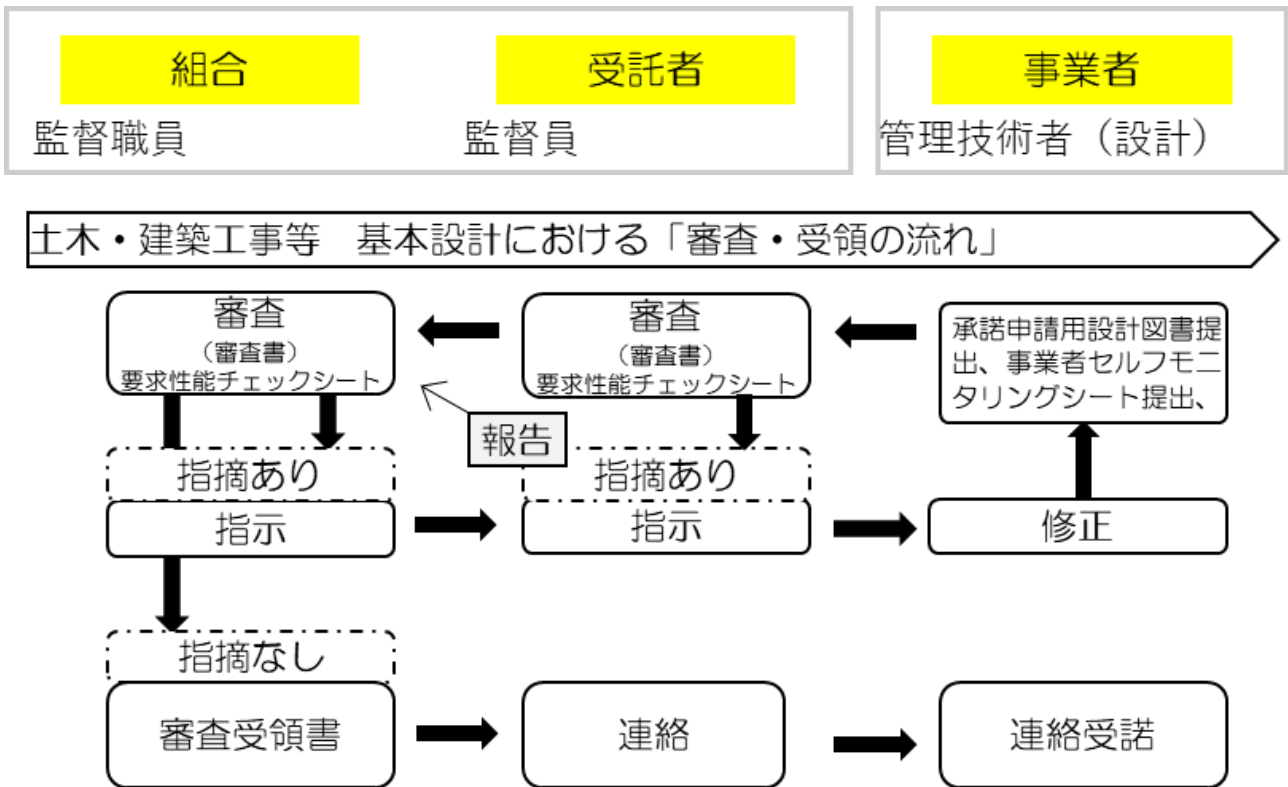
図2-2 業務手順



2. 1. 2 基本設計【審査・受領時】（参照：図2-3）

- 受託者は、事業者より提出された承諾申請用基本設計図書と協議済の協議用基本設計図書に相違がないかを確認し、承諾申請用設計図書が事業者セルフモニタリングシート【別紙1】、要求水準書等及び各種法令等を満足し、要求性能チェックシート【別紙2】を用いて問題ない資料であることを審査する。要求性能を満足していない場合は指示を行い組合に報告する。その後指摘の必要がなくなれば、審査書【別紙3】を組合に提出する。
- 組合は、受託者が審査した審査書【別紙3】の内容を要求性能チェックシート【別紙2】により審査し、指摘がある場合は受託者を通じ事業者に指示する。事業者への指摘がない場合は、審査受領書【別紙4】を決裁し受託者を経由し事業者へ当該資料の内容に問題が無いことを連絡する。

図2-3 業務手順



2. 1. 3 実施設計【協議時】（参照：図2-4）

- ・事業者は、設計の着手にあたって、協議用実施設計図書のほか、業務担当者リスト、設計工程、事業者モニタリング計画書からなる設計業務計画書を受託者に提出する。
- ・受託者は、設計業務計画書の内容について、設計図書の提出が設計期間末に集中していないこと等、設計図書の審査期間を適切にとっていることや、無理のない設計工程となっていることを確認のうえ、当該資料を確認したことを示す協議書【別紙3】を設計業務計画書とともに組合に提出し、協議を行う。
- ・協議では、組合は、受託者が確認を行った資料の内容を確認し、疑義がある場合は受託者を通じ事業者に指示する。疑義がない場合は受託者を通じ事業者に連絡を行う。

図2-4 業務手順

土木・建築工事等 実施設計における「協議の流れ」

土木・建築工事等 基本設計における「協議の流れ」と同じ

2. 1. 4 実施設計【審査・受領時】（参照：図2-5）

- ・受託者は、事業者より提出された承諾申請用実施設計図書と協議済の協議用実施設計図書に相違がないかを確認し、承諾申請用設計図書が事業者セルフモニタリングシート【別紙1】、要求水準書等及び各種法令等を満足し、要求性能チェックシート【別紙2】を用いて問題ない資料であることを審査する。要求性能を満足していない場合は指示を行い組合に報告する。その後指摘の必要がなくなれば、審査書【別紙3】を組合に提出する。
- ・組合は、受託者が審査した審査書【別紙3】の内容を要求性能チェックシート【別紙2】により審査し、指摘がある場合は受託者を通じ事業者に指示する。事業者への指摘がない場合は、審査受領書【別紙4】を決裁し受託者を經由し事業者へ当該資料の内容に問題が無いことを連絡する。

図2-5 業務手順

土木・建築工事等 実施設計における「流れ」

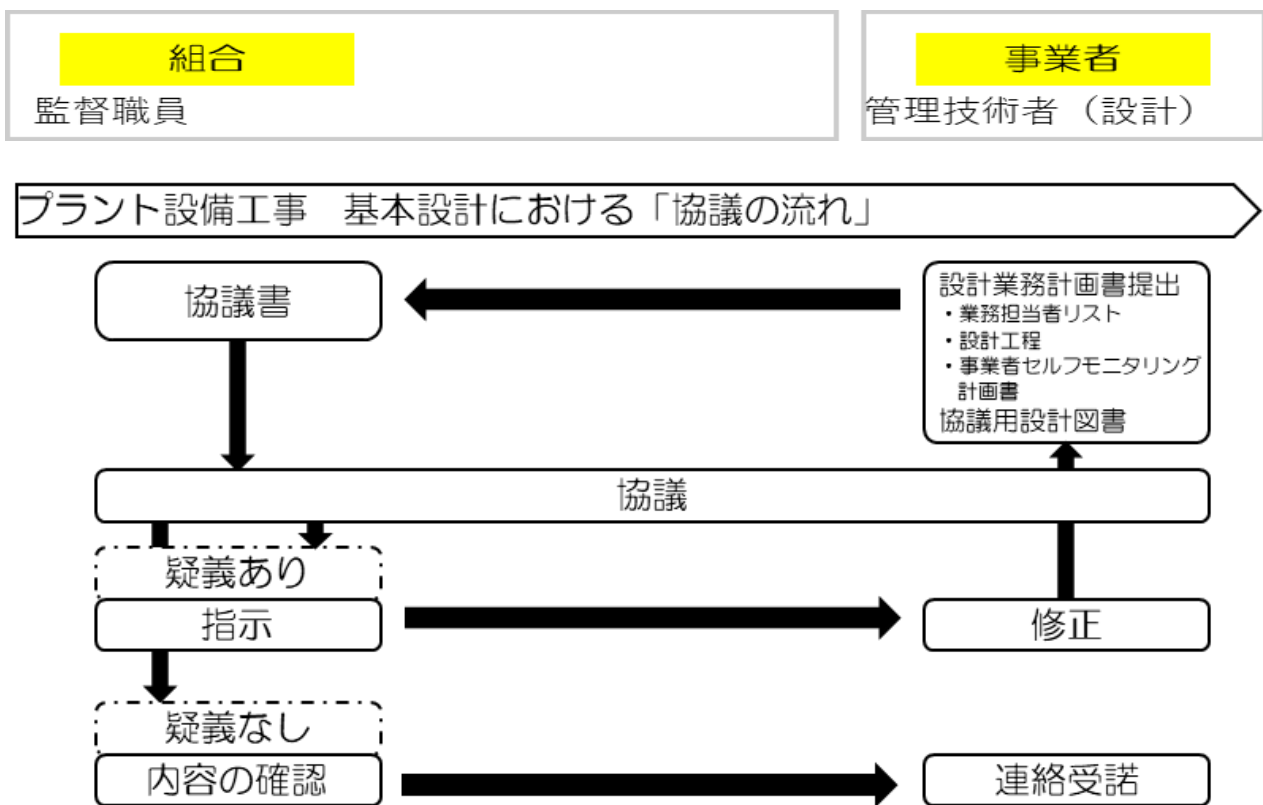
土木・建築工事等 基本設計における「審査・受領の流れ」と同じ

2. 2 プラント設備工事

2. 2. 1 基本設計【協議時】（参照：図2-6）

- 事業者は、設計の着手にあたって、協議用基本設計図書のほか、業務担当者リスト、設計工程、事業者モニタリング計画書からなる設計業務計画書を組合に提出する。
- 組合は、設計業務計画書の内容について、設計図書の提出が設計期間末に集中していないこと等、設計図書の審査期間を適切にとっていることや、無理のない設計工程となっていることを確認のうえ、当該資料を確認したことを示す協議書【別紙3】を作成し、協議を行う。
- 協議では、組合は資料の内容を確認し、疑義がある場合は事業者に指示する。疑義がない場合は事業者に連絡を行う。

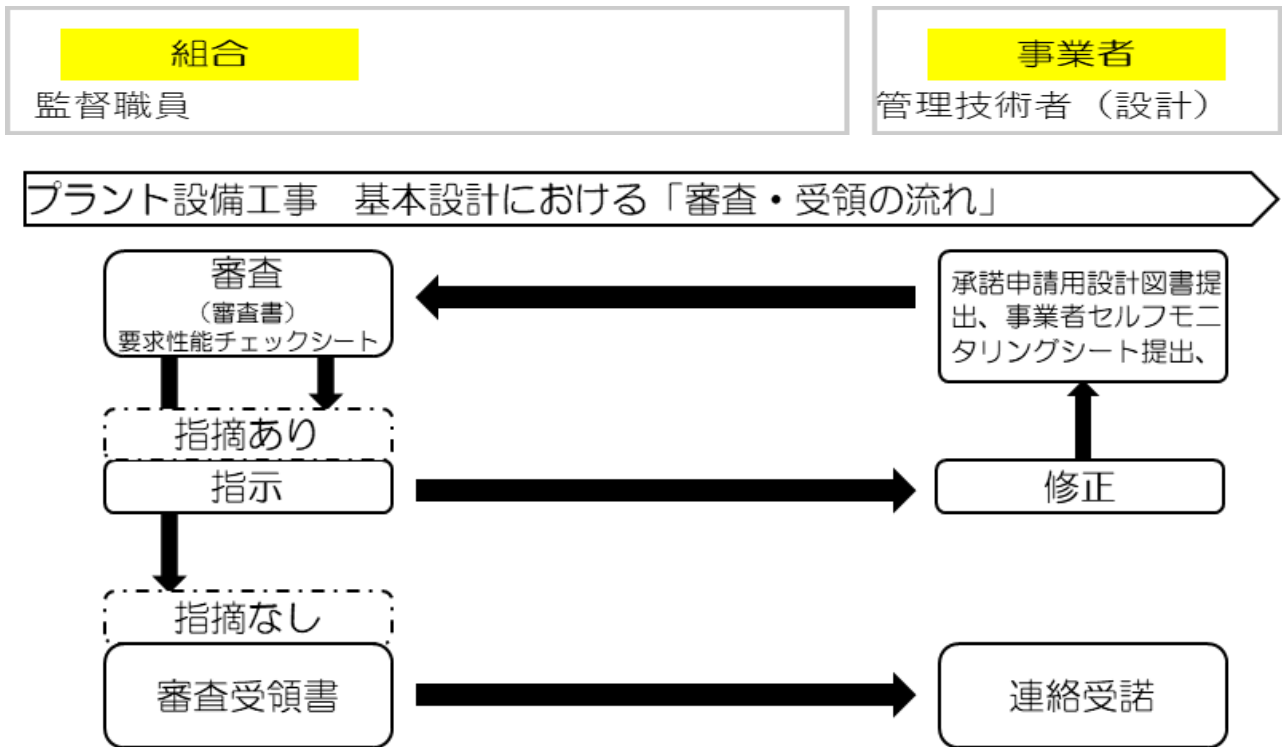
図2-6 業務手順



2. 2. 2 基本設計【審査・受領時】（参照：図2-7）

- 組合は、事業者より提出された承諾申請用基本設計図書と協議済の協議用基本設計図書に相違がないかを確認し、承諾申請用設計図書が事業者セルフモニタリングシート【別紙1】、要求水準書等及び各種法令等を満足し、要求性能チェックシート【別紙2】を用いて問題ない資料であることを審査する。要求性能を満足していない場合は指示を行う。
- 組合は、審査書【別紙3】の内容を要求性能チェックシート【別紙2】により審査し、事業者への指摘がない場合は、審査受領書【別紙4】を決裁し事業者へ当該資料の内容に問題が無いことを連絡する。

図2-7 業務手順



2. 2. 3 実施設計【協議時】（参照：図2-8）

- 事業者は、設計の着手にあたって、協議用実施設計図書のほか、業務担当者リスト、設計工程、事業者モニタリング計画書からなる設計業務計画書を受託者に提出する。
- 組合は、設計業務計画書の内容について、設計図書の提出が設計期間末に集中していないこと等、設計図書の審査期間を適切にとっていることや、無理のない設計工程となっていることを確認のうえ、当該資料を確認したことを示す協議書【別紙3】を作成し、協議を行う。
- 協議では、組合は資料の内容を確認し、疑義がある場合は事業者に指示する。疑義がない場合は事業者に連絡を行う。

図2-8 業務手順

プラント設備工事 実施設計における「協議の流れ」

プラント設備工事 基本設計における「協議の流れ」と同じ

2. 2. 4 実施設計【審査・受領時】（参照：図2-9）

- 組合は、事業者より提出された承諾申請用実施設計図書と協議済の協議用実施設計図書に相違がないかを確認し、承諾申請用設計図書が事業者セルフモニタリングシート【別紙1】、要求水準書等及び各種法令等を満足し、要求性能チェックシート【別紙2】を用いて問題ない資料であることを審査する。
- 組合は、要求性能を満足していない場合は事業者に指摘し修正を指示する。要求性能を満足している場合は、審査受領書【別紙4】を決裁し事業者へ当該資料の内容に問題が無いことを連絡する。

図2-9 業務手順

プラント設備工事 実施設計における「流れ」

プラント設備工事 基本設計における「審査・受領の流れ」と同じ

3. 設計モニタリングの要点

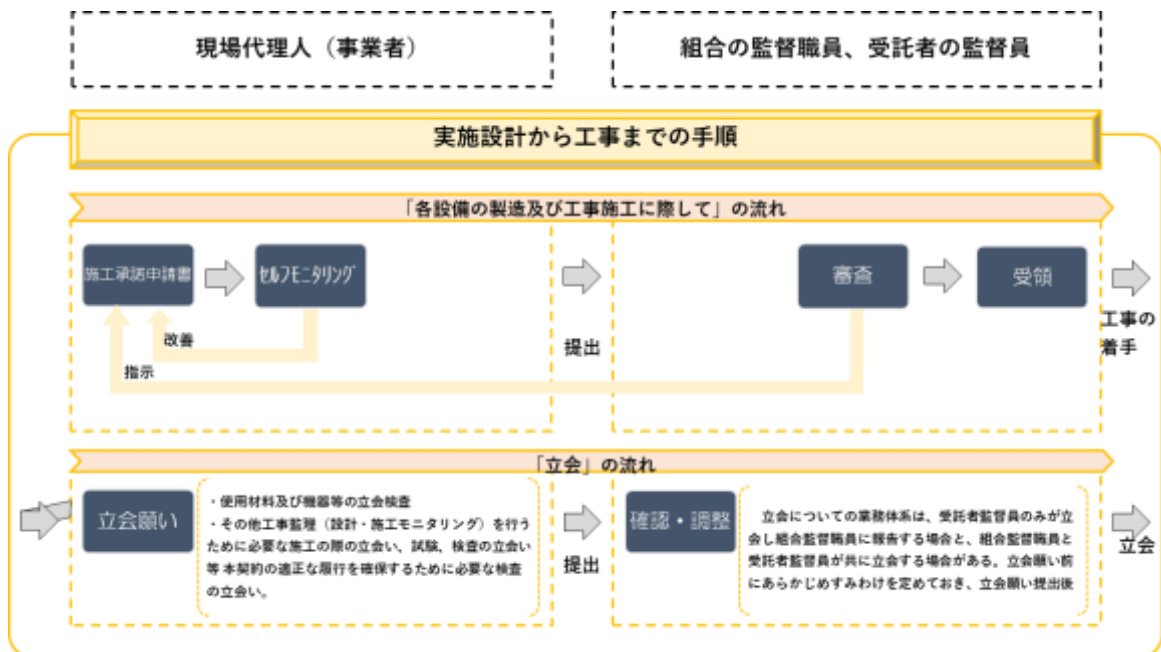
- 本事業は設計・施工を一括して事業者が行うため、組合が行う設計モニタリングは、要求水準等の内容が設計図書に確実に反映されていることを審査・受領することが主な業務となる。
- 入札時の事業者提案の段階で設計内容が明確になっていない項目（設計協議の時点で内容を決めるとしている項目）については、特に、十分な検討を行ったうえで仕様を決定する必要があることに留意しなければならない。
- 設計業務は段階を追ってその熟度が高まることが通常であり、全ての性能項目が確認できるのは実施設計終了時となるが、設計業務の終了段階で要求水準を満たしていないことが認められる等、疑義が生じて性能を証明する必要がある場合には、その修正等のための時間が事業スケジュールに悪影響を与える恐れもあることから、基本設計、実施設計の各段階において、各性能項目を満たすためにどのような設計内容となっているのかが重要となる。
- 設計内容が要求水準等を満たしていない場合は、事業者に対し改善を求め適切に対応しなければならない。
- 事業者より提出された設計図書については、要求水準書適合チェック項目と、要求性能チェックシート【別紙2】により審査を行い、記録を残すこと。

第3章 施工モニタリング

1. 施工モニタリングの概要

施工モニタリングは設計モニタリング段階で、審査・受領を実施した設計図書の内容が施工段階で的確に反映され実施していることを確認することが主な業務であり、事業者が設計図書に基づき作成する施工承諾申請書の審査・受領と、工事の着手後は現場施工の照合を行い検査する業務に大別される。また、工事の進捗に合わせて部分完了検査や出来高査定検査、工事完成検査等を実施する必要がある。隠蔽部分など、施工途中でしか確認できない部分も少なくないため、これらの部分については、完成検査の視点から施工状況を把握しておく必要がある。図3-1に基本的なフローを示す。

図3-1 施工モニタリング（基本フロー）



※受託者の監督員は、「審査」、「受領」、「立会」において所要の事務を担う。

2. 施工モニタリング業務手順

2. 1 土木・建築工事等

2. 1. 1 実施設計から工事まで

(各設備の製造及び工事实施)(参照：図3-2)

- 受託者は、事業者より提出された施工承諾申請書が実施設計図書の内容等について、その適用の適切性について検討を行った結果を、受託者が事業者に対し、設計図書の不備や施工上の不備について説明を行う。
- 受託者は、事業者より提出された施工承諾申請書が実施設計図書の内容を満足していない場合には、事業者に対し指摘するとともに施工承諾申請書等の修正を指示し、指摘内容を組合に報告する。その後指摘の必要がなくなれば審査書【別紙3】を組合に提出する。
- 組合は、受託者より提出された施工承諾申請書が実施設計図書の内容について、その適用の適切性について検討を行った結果を、組合が受託者を經由して事業者に対し、設計図書の不備や施工上の不備について説明を行う。
- 組合は、受託者より提出された施工承諾申請書が実施設計図書の内容を満足していない場合には、受託者を經由して事業者に対し指摘するとともに施工承諾申請書の修正を指示する。指摘内容を満足した場合は、審査受領書【別紙4】を決裁し事業者へ当該資料の内容に問題が無いことを連絡する。

(立会)(参照：図3-3)

- 事業者は作業工程に関し、組合監督職員や受託者監督員が臨場し、現場施工の状況が設計図書に適合していることを確かめる必要がある場合、立会願いを受託者監督員に提出する。
- 受託者監督員は立会願いの内容を確認し、組合との調整により組合監督職員の臨場が必要な場合は、組合監督職員に立会願いを提出する。組合監督職員は調整内容に基づき立会する。
- 受託者監督員は立会願いの内容を確認し、組合との調整により組合監督職員の臨場が不要な場合は、受託者監督員のみ立会する。受託者監督員は立会の状況を報告する。

図3-2 業務手順

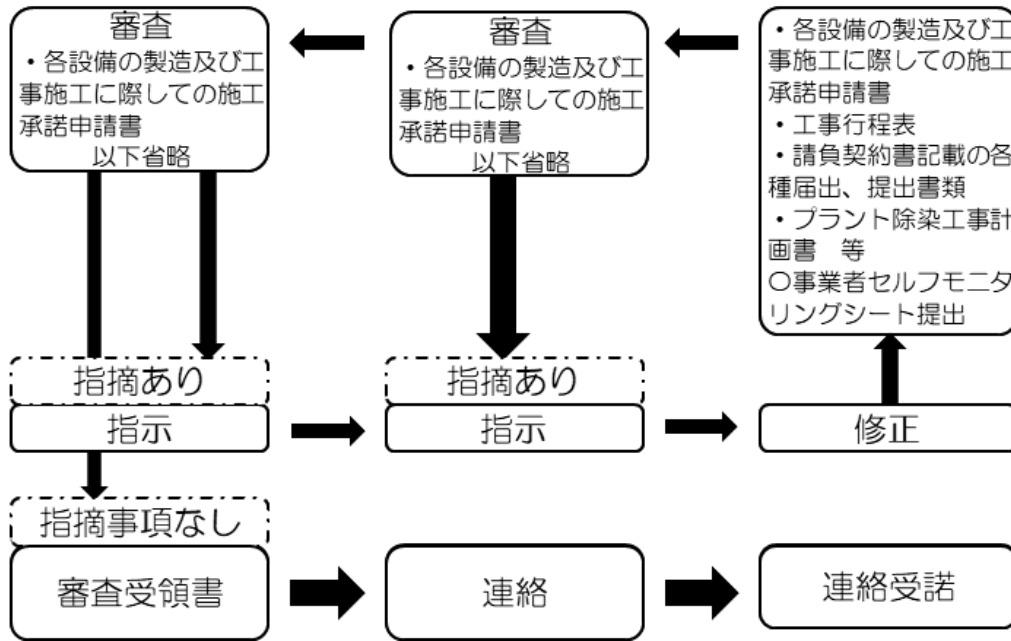
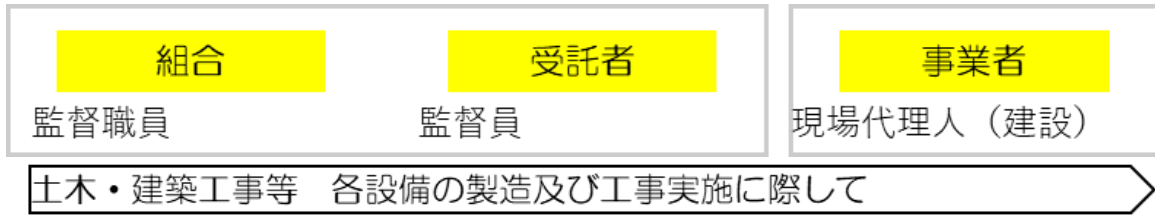
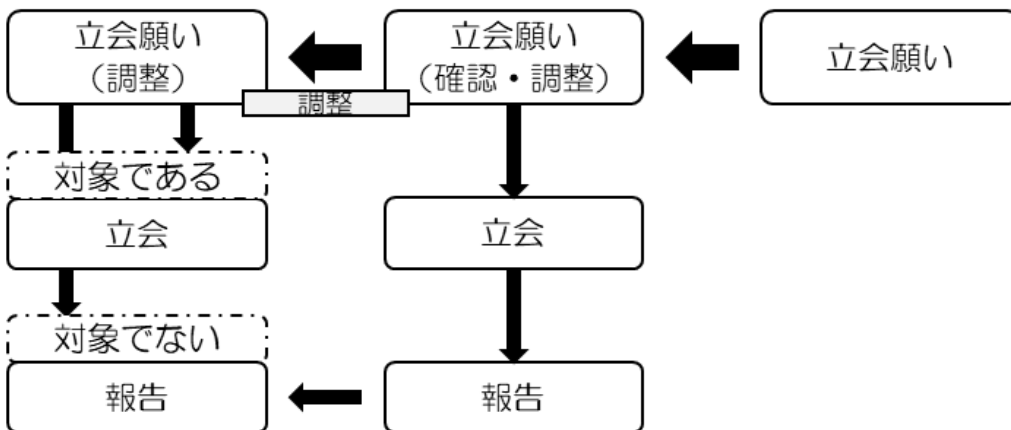
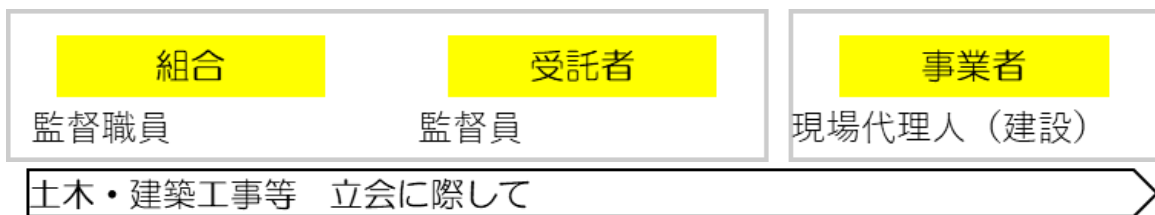


図3-3 業務手順



2. 2 プラント設備工事

2. 2. 1 実施設計から工事まで

(各設備の製造及び工事実施) (参照：図3-4)

- 組合は、事業者より提出された施工承諾申請書が実施設計図書の内容を満足し、その適用の適切性について検討を行った結果について、組合が事業者に対し、設計図書の不備や施工上の不備について説明を行う。
- 組合は、事業者より提出された施工承諾申請書が実施設計図書の内容を満足していない場合には、事業者に対し指摘するとともに施工承諾申請書の修正を指示する。満足した場合には組合は、審査受領書【別紙4】を決裁し事業者へ当該資料の内容に問題が無いことを連絡する。

(審査) (参照：図3-5)

- 事業者は作業工程に関し、組合監督職員が臨場し、現場施工の状況が設計図書に適合していることを確かめる必要がある場合、立会願いを提出する。
- 組合監督職員は立会する。

図3-4 業務手順

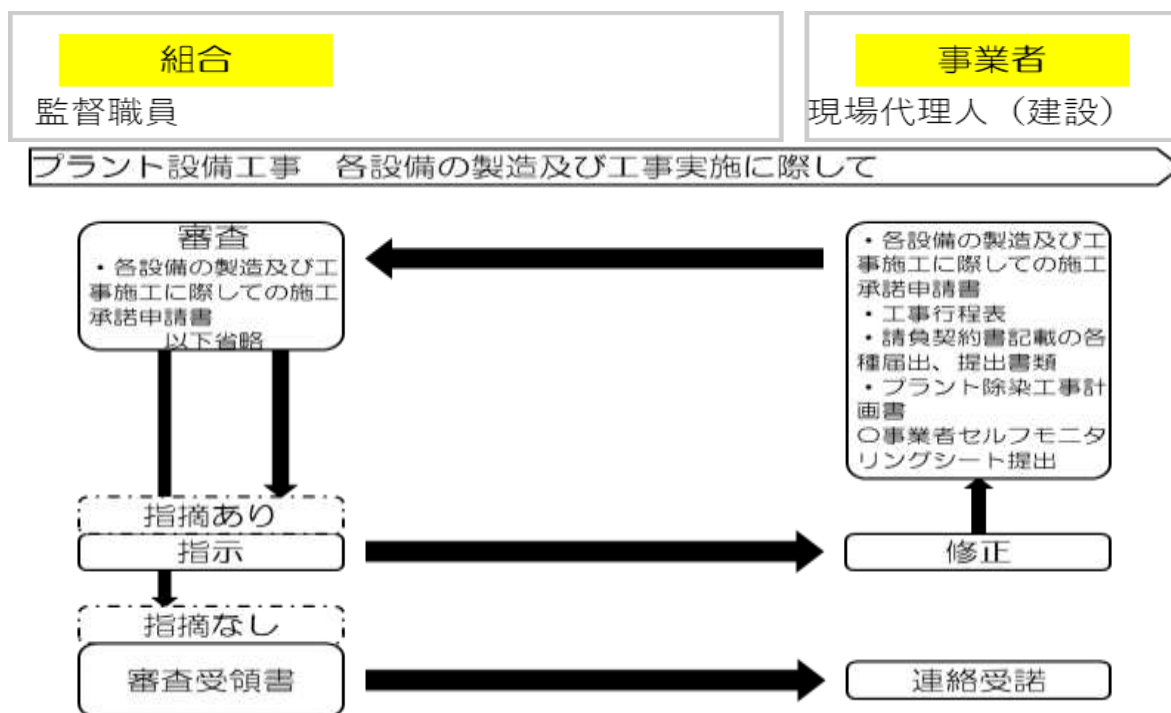
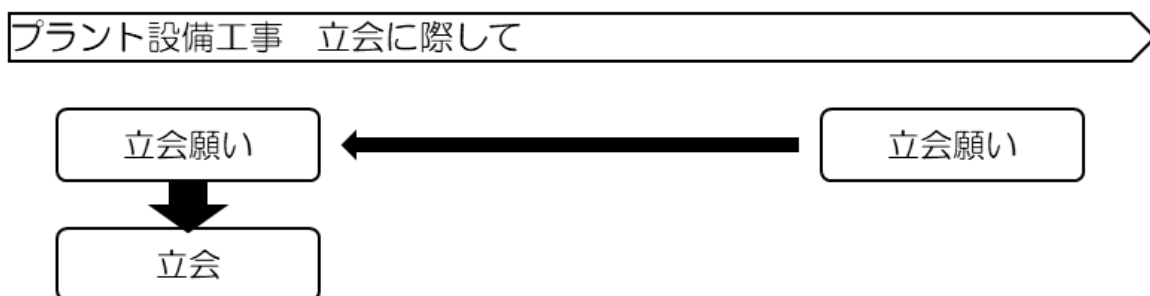


図3-5 業務手順



3. 監督職員等による検査業務

要求水準書第2編 P21 4 工事監理及び検査(2)に示す監督員及び工事監理者による業務は、事業契約の適正な履行を確保するために必要な検査の立会いとして、以下の業務を行うこと。

- 技術検査
適切かつ円滑な工事施工に資するため、工事途中において行う書類審査、検査の立会い等。
- 工事現場パトロール
適切かつ円滑な工事施工に資するため、必要に応じ工事現場を視察し、施工体制の確認等を行うための点検。
- その他工事監理(設計・施工モニタリング)を行うために必要な施工の際の立会い、試験、検査の立会い等。

4. 試運転時における組合の業務

要求水準書第2編 P5 (5)に示す組合の業務範囲のうち、試運転時に以下の業務を行うことになっているため、関係先と調整のうえ実施すること。

- 処理対象物の搬入調整業務
- 焼却灰、捕集灰処理物、搬入不適物等の最終処分調整業務
- 搬入物検査業務

第4章 出来高査定

1. 土木関係工事

土木関係工事については、大阪市建設局の下水道工事（土木）出来高査定運用基準（H30.3）に準じる。

1. 1 土木関係工事 中間出来高査定の取り扱い

- ① 出来高対象部分は、承認済みの施工承諾申請書に基づく監督職員の検査に合格した施工済み部分及び検査済み材料をいう。
- ② 出来高金額は、工事内訳書の内訳に合わせた出来高数量に、単価を乗じて算出するものとする。
- ③ 出来高認定は、表4-1の「下水道工事（土木）出来高認定率」によるものとする。
なお、これにより難しい場合は100%を限度として認定することができる。
- ④ 「下水道工事（土木）出来高認定率」により難しいものは、7.の協議により決定した認定率によるものとする。
- ⑤ 出来高数量が契約数量を超えている場合（以下「超過数量」という。）で、単価が変わらないものは、その出来高数量まで認定することができる。
但し、次に示す範囲内において実施することとする。
 - ア. 工種毎の超過数量は、当該工種に係る当初契約数量の20%を超えないこと。
 - イ. 工種毎の超過数量で20%を超える工種がある場合は、当該工種について20%を限度として認定することができる。
20%を超える部分については、設計変更をしたうえでこれを認定することができる。
なお、契約数量を超える認定をした場合、直近の設計変更において、必ず設計変更を行い、契約数量以内にしておくこと。
 - ウ. 一式表示による工種については、100%を限度として認定することができる。
 - エ. 各工種の認定額の合計が契約金額を超えるときは、契約金額未満とする。
- ⑥ 中間出来高工事価格は千円止（千円未満切捨）とする。
- ⑦ 出来高に関して表4-1により難しいもの、又は疑義が生じた場合は、検査担当と監督職員の合議により決定するものとする。
- ⑧ 出来高の対象となった製品（工場保管の製品）については、大阪広域環境施設組合管理者を受取人として、出来高査定相当額の銀行保証書又は履行保証保険証を提出させるものとする。

表4-1 下水道工事（土木）出来高認定率

分類	種別, 細別	認定	認定率	備考	
土 工 事	管路掘削	(管きょ工事の本管部) 1. 建込式の土留めの場合、本体出来高延長部分に対応する掘削量とする。 2. 打込式の土留め、横矢板土留めの場合、実掘削量とする。	100%	連続する本体出来高延長間のマンホール部分は、築造未了でも出来高延長に含むことができる。 (注3)	
		(管きょ工事の取付管部) 取付管出来高延長部分に対応する掘削量とする。	100%		
		(立坑工) 実掘削量とする。	100%		(注3)
	管路埋戻	(管きょ工事の本管部) 実埋戻量で転圧完了、検査済み(但し、本体出来高延長以内とする。)	100%	(注3)	
		(管きょ工事の取付管部) 実埋戻量で転圧完了、検査済み(但し、取付管出来高延長以内とする。)	100%	(注3)	
		(立坑工) 実埋戻量で転圧完了、検査済み。	100%	(注3)	
	発生土処理	(管きょ工事の本管部、取付管部) 処分完了で管路掘削で認定した数量以内とする。	100%		
		(立坑工) 処分完了で管路掘削で認定した数量以内とする。	100%		
	掘削工	(処理場工事等) 実掘削量とする。	100%	(注1) (注3)	
	泥土浚渫工	処分完了、検査済み	100%		
	埋戻工	(処理場工事等)		(注1)	
		実埋戻量で転圧完了、検査済み。	100%	(注3)	
	作業残土処理工	(処理場工事等) 処分完了で掘削工で認定した数量以内とする。	100%	(注1)	
	盛土工	1. 出来高確認済み。 敷き均し、転圧完了済み	80%		
2. 施工完了、検査済み。 (土留め、法面保護等完了済みのもの)		100%			
仮 設 工 事	木矢板土留 軽量鋼矢板土留 (建込式)	1. 矢板建込完了	60%		
		2. 矢板撤去完了 但し、本体出来高延長以内とする。	100%		
	軽量鋼矢板土留 (打込式) 鋼管矢板土留 鋼管矢板 親杭横矢板土留 (H杭鋼)	(打抜きで支保工含む場合)			
		1. 打込完了	40%		
		2. 支保工架設完了	50%		
		3. 支保工撤去完了	70%		
	4. 引抜完了	100%			
(打抜きで支保工含まない場合)					
1. 打込完了	50%	(注4)			
2. 施工中のもの	認定による				
3. 引抜完了	100%				
(存置の場合)					
	1. 打込完了(材料費を含む) 但し、頭部処理がない場合は打込完了で100%とする。	80%			
2. 頭部処理完了	100%				

分類	種別、細別	認定	認定率	備考	
仮設工事	土留工	親杭横矢板土留(横矢板)	1. 横矢板設置完了 2. H杭引抜完了又は、H杭頭部処理完了	70% 100%	
		鋼製支保	1. 支保工架設途中及び本体工事施工中のもの 2. 支保工撤去完了	認定による 100%	(注4)
		路面覆工	(管きょ工事、立坑工の場合) 1. 設置完了 2. 撤去完了	40% 100%	
			(処理場工事等) 1. 設置完了(通行可能なもの) 2. 撤去完了	60% 100%	(注1)
		ライナープレート式土留工及び土工	1. 掘削完了 (掘削途中は、 $v/V \times 90\%$ とする。) 2. 埋戻し、撤去完了	90% 100%	
	リート壁(コンクリート壁)	作業床	コンクリート打込完了、確認済み	80%	但し、左記の認定により 難しい場合は、別途算出 した認定率とする。 (注4)
		軌条			
		ガイドウォール			
		連壁掘削			
		連壁コンクリート			
		連壁鉄筋			
		連壁護手			
		プラント機械組立解体			
		泥土処理			
		(地中連続壁工)			
ガイドトレンチ					
ソイル壁					
プラント機械組立解体					
H鋼杭					
泥土処理					
仮締切工	前記打込式の土留め、路面覆工に準ずる。				
仮橋・作業構台工					
仮水路工	1. 設置完了 2. 撤去完了	40% 100%			
電力設備工					
(本体利用)仮設工事	鋼管矢板	鋼管矢板	1. 工場製作完了、検査済み 2. 材料搬入、検査済み	※1 100%	注:現場溶接費は除く
		打設	打込完了、検査済み		
		プラント組立解体		100%	
		泥土処理			
排水工事	地下水位低下工	ウェルポイント	1. 設置完了 2. 運転完了 3. 撤去完了 但し、管きょ工事の場合は出来高延長比率 を乗ずるものとする。	15% 90% 100%	(注5)
			開削水替	出来高延長比率とする。	
	水替工	立坑水替	出来高掘削比率とする。		(注5)
		ポンプ排水			(注5)
地盤改良工事	補助地盤改良工	薬液注入	1. 打設完了、効果確認済み	80%	
		高圧噴射攪拌	2. 掘削、掘進完了、検査済み	100%	

分類	種別・細別	認定	認定率	備考			
地盤改良工事	補助地盤改良工 凍結工	凍結完了、検査済み	100%				
管きよ工	管布設工	布設完了、検査済み	100%				
	管保護工	型枠撤去完了、検査済み	100%				
	布取付管 取付管布設及び支管取付工	設置完了、検査済み	100%				
	管基礎 砂基礎 砕石基礎 コンクリート基礎	敷均し転圧完了、検査済み 1. 型枠撤去完了、検査済み 2. コンクリート打込完了、検査済み	100% 80% 100%				
基礎工事	既製杭工	1. 材料搬入、検査済み 2. 打込完了、検査済み	60% 100%				
	場所打ち杭工	打込完了、検査済み	100%				
管きよ工（推進工事）（注2）	推進工 推進用鉄筋コンクリート管（管推進工） 発生土処理 泥水運搬処理 管目地裏込め注入	1. 推進中（推進延長を対象とする）	80%	他の管種も同様とする。			
		2. 到達立坑までの推進完了、検査済み	100%				
		処分完了で、推進完了部分に対応する処理量とする。	100%				
		施工完了、検査済み	100%				
	立坑内管布設工	布設完了、検査済み	100%				
	仮設備工	支圧壁 クレーン設備組立撤去 立坑基礎 坑口 鋸切り 中押し装置 推進用機器据付撤去 掘進機発進用受台 掘進機引上用受台 掘進機据付 推進設備等設置撤去 推進設備等据替 刃口及び推進設備 掘進機回転据付 掘進機搬出	1. 推進完了 （但し、推進中は1/L×60%） 2. 撤去完了	60% 100%	但し、左記の認定により 難しい場合は、別途算出した認定率とする。 （注4） （注7）		
		掘進機回転据付	回転据付完了	100%			
		掘進機搬出	搬出完了	100%			
		通信・換気設備工 送排泥設備工 泥水処理設備工 注入設備工 推進水替工	1. 推進完了 （但し、推進中は1/L×60%） 2. 撤去完了 推進出来高延長比率とする。	60% 100%			
		マンホール設置工事	組立マンホール設置工 中間ます設置工	設置完了、検査済み		100%	
			設置ます工事 集水ます 雨水ます 簡易集水ます	設置完了、検査済み		100%	

分類	種別, 細別	認定	認定率	備考	
管きよ工（シールド工事）	一次覆工	シールド本体	1. 工場製作、仮組立検査済み 2. 現地搬入、組立検査済み	100%	現地組立、輸送費、運転指導費を除く
		セグメント	1. 工場製作完了、仮組立検査済み 2. 現地搬入、組立検査済み	100%	運搬費、シールド材貼付を除く
		覆工セグメント	一次覆工完了、検査済み	100%	
		機械器具損料	一次覆工出来高延長比率とする。		(注5)
		発生土処理 泥水処理	処分完了で、一次覆工完了部分に対応する処分量とする。 但し、掘進完了の場合には、シールド機内の掘削処分量を含むことが出来る。	100%	
		裏込材 作泥材	一次覆工出来高延長比率とする。		(注5)
		空伏セグメント	組立完了、検査済み	100%	
	二次覆工	覆工コンクリート	二次覆工完了、検査済み	100%	
		鉄筋	組立完了、検査済み	100%	
	仮設 備 工	立坑基礎	(一次覆工の場合) 一次覆工延長以内の出来高率とする。		但し、左記の認定により 難しい場合は、別途算出 した認定率とする。 (注4) (注7)
		支圧壁			
		坑口			
		鋸切り			
		立坑内作業床	(二次覆工の場合) 1. 二次覆工完了 (但し、二次覆工中は $l/L \times 60\%$) 2. 撤去完了	60%	
		軌条設備			
		シールド機発進用受台			
		シールド機引上用受台			
		シールド機			
		後続台車設備			
		シールド機据付			
	シールド機搬出	搬出完了	100%		
	シールド機解体残置	解体完了	100%		
	シールド機回転据付	回転据付完了	100%		
		坑内整備工	整備完了、検査済み	100%	
	坑内 設備 工	配管設備	(一次覆工の場合)	60%	但し、左記の認定により 難しい場合は、別途算出 した認定率とする。 (注4) (注7)
		換気設備	一次覆工延長以内の出来高率とする。		
		通信配線設備	(二次覆工の場合)		
スチールフォーム設備		1. 二次覆工完了 (但し、二次覆工中は $l/L \times 60\%$) 2. 撤去完了	100%		
立坑 設備 工	立坑クレーン設備	(一次覆工の場合)			
	土砂搬出設備	一次覆工延長以内の出来高率とする。			
	立坑内仮設階段				
坑外 設備 工	(仮囲門扉)	(二次覆工の場合) 1. 二次覆工完了 (但し、二次覆工中は $l/L \times 60\%$)	60%	但し、左記の認定により 難しい場合は、別途算出 した認定率とする。 (注4) (注7)	
	送排泥管設備	2. 撤去完了			
泥水 設備 工	送排泥ポンプ設備	2. 撤去完了	100%	(注4) (注7)	
	中央管理計装設備 泥水処理設備				
	シールド水替工	一次覆工出来高延長比率とする。		(注5)	

分類	種別、細別	認定	認定率	備考	
躯体工事	杭頭処理	杭頭処理完了、検査済み	100%		
	基礎材	敷き均し転圧完了、検査済み	100%		
	均しコンクリート	コンクリート打設完了、検査済み	100%		
	コンクリート (鉄筋、無筋)	1. コンクリート打設完了、検査済み 2. 型枠撤去完了、検査済み	80% 100%		
	型枠	ベース以外のコンクリートの出来高率による。但し ① コンクリート打込完了、検査済みのもので型枠未撤去のもの ② 型枠撤去完了、検査済み (型枠存置の場合) コンクリート打込完了、検査済み	60% 100% 100%	(注5)	
	鉄筋	1. 鉄筋コンクリートの出来高率による。 2. 材料のみ認定する場合は、現場搬入折り曲げ加工検査済み	70%	(注5)	
	足場	ベース以外のコンクリートの出来高率による。		(注5)	
	支保	ベース以外のコンクリートの出来高率による。但し ① コンクリート打込完了、検査済みのもので型枠未撤去のもの ② 支保撤去完了、検査済み	60% 100%	(注5)	
	チッピング (打継目処理)	コンクリートの出来高率による。		(注5)	
	その他工事	防食工	コンクリート防食被覆	塗布完了、検査済み	100%
足場		撤去完了、検査済み	100%		
伸縮継手工		材料搬入、検査済み 設置完了、検査済み	70% 100%		
越流堰工		材料搬入、検査済み 設置完了、検査済み	70% 100%		
付工属物		足掛金物	材料搬入、検査済み	70%	
		タラップ	設置完了、検査済み	100%	
		整流壁	型枠撤去完了、検査済み	100%	
手すり工 角落し工 配管工 蓋工		材料搬入、検査済み 設置完了、検査済み	70% 100%		
その他工事		埋設物移設工	移設完了、検査済み	100%	
		埋設物復旧工	復旧完了、検査済み	100%	
	埋設物防護工 (吊受防護工)	工事完了	100%		
	構造物取壊し工	処分完了	100%		
	構造物復旧工	復旧完了、検査済み	100%		
	水張り試験費	水張り試験完了	100%		
	敷去工	舗装版切断	切断完了	100%	
		舗装版破碎	処分完了	100%	

分類	種別、細別	認定	認定率	備考		
その他工事	舗装復旧工	復旧完了、検査済み	100%	仮復旧、一次復旧、二次復旧等		
	道路付属物復旧工	復旧完了、検査済み	100%	区画線標示工、道路境界石工等		
	マンホール蓋取替工 マンホールインバート工 浚渫工	施工完了、検査済み	100%			
	更生工事	管きょ調査工	調査完了、報告書提出済み	100%		
			管きょ内洗浄工	製管完了	100%	
		製管工	製管完了	50%	(注8)	
			裏込充填完了	80%		
			裏込注入工完了	100%	(注9)	
		裏込注入工 マンホール管口仕上工 取付管口仕上工 管きょ内換気工 管きょ内浚渫工	更生完了	100%		
			管きょ調査工	調査完了	100%	
			障害物撤去工	撤去完了	100%	
			反転・形成工 本管仕上 取付管仕上 仮設備 換気工 管きょ更生水替工 管きょ内浚渫工	更生完了	100%	
仮設工		設置及び施工中のもの		認定による	(注4) 小規模工事等については直接工事費の出来高率とすることができる。 (注5)	
	率分	直接工事費の出来高率とする。		(注5)		
共通仮設費	準備費 役務費 安全費 技術管理費 営繕費 事業損失防止施設費 イメージアップ費	設置及び施工中のもの		認定による	(注4) 小規模工事等については直接工事費の出来高率とすることができる。 (注5) (注6)	
	現場管理費	純工事費の出来高率とする。		(注5)		
	一般管理費等	純工事費の出来高率を乗じた額以内とする。	(注5)			

- (注1) 処理場工事等とは、処理場工事、ポンプ場工事、貯留池工事等をいう。
- (注2) 推進工事とは、刃口推進工事、密閉型推進工事、小口径推進工事をいう。
- (注3) 実数量は、設計数量に対応する出来高数量とする。
- (注4) 「別途算出した認定率とする。」「認定による」とは、単価調書を使用して出来高に相当する認定率を算出することをいう。
- (注5) 延長比率、出来高率は、パーセント単位で小数第2位を四捨五入とする。認定率は、パーセント単位で小数1位止め（2位以下切捨て）とする。
- (注6) 小規模工事等とは、建込式による管きょ開削工事、マンホール蓋取替工事、工事跡舗装復旧工事、管渠更生工事、マンホールインバート工事、処理場・抽水所施設補修工事、処理場・抽水所場内整備工事、浚渫作業をいう。
- (注7) 箇所表示されている工種の出来高数量は、小数1位止め（2位以下切捨て）とする。
- (注8) スパン毎の認定とする。（点検マンホールは含まない）
- (注9) 裏込注入工完了とは所定の圧縮強度が確認済みであることをいう。なお未確認の場合は80%とする。

2. 建築関係工事

建築関係工事の出来高査定については、大阪市都市整備局の工事監督要領（H31.4）の出来高査定基準に準じる。

2. 1 建築関係工事 中間出来高査定の取り扱い

工事中間出来高査定は、次のとおり取り扱うものとする。
なお、現場進捗状況に応じて適宜対応するものとする。

工事出来高査定基準

○共通事項

- ① 出来高査定簿は業者内訳明細書により作成する。
- ② 出来形部分に係る出来高算定根拠の資料を作成する。
 - ・ 出来形部分の内、査定範囲を図示した図面
 - ・ 出来形数量の算定資料等
- ③ 出来形部分の認定は、部分払検査において認定された部分とする。
- ④ 出来高金額は、当該出来形部分の出来高等に単価・数量を乗じて算定する。
- ⑤ 出来高査定簿に計上する出来高率（％）は、各項目の出来形率に出来形認定率を乗じて算定し、小数第 2 位を四捨五入する。
- ⑥ 一式計上された項目の出来形部分については、業者内訳明細金額の 100％を限度として認定できるものとする。

○出来高査定の認定

主な工種別の出来形認定率は表 4-2 の「出来形認定率表」による。表以外の材料及び工事については、当該工事が完了（注 1）し、検査済みのものに限り出来形とみなす。途中出来高は認めないものとする。

（例）タイル工事

120 m²のうち 45 m²が完了検査済みの場合
出来形率 45 m² / 120 m² = 37.5%
出来形認定率 出来形認定率表より 90%
出来高率 = 出来形率 × 出来形認定率
 = 37.5% × 90% = 33.75% ➔ 33.8%となる。

表4-2 出来形認定率表

工種	区分	出来形状況	出来形認定率	備考
主体工事の 直接仮設費		杭事業工事費等を減じた出来形率による		
コンクリート杭 (既製杭場所打杭)	杭打設	完了検査済み (残土泥土処分共完了)	100%	(注2)
	杭頭処理	完了検査済み (ガラ処分共)	100%	
山止め	連続土留壁等の場合	完了検査済み	90%	(注3)
	仮設損料として計上されたもの	打:架設完了後、その山止めの必要な期間月数に対する経過月数	$\left(\frac{\text{経過月数}}{\text{必要期間月数}}\right) \times 60\%$	必要期間月数は実施工程表による期間
		引抜完了	100%	
水替	水替費	水替必要期間月数に対する経過月数	$\left(\frac{\text{経過月数}}{\text{必要期間月数}}\right) \times 90\%$	必要期間月数は実施工程表による期間 【完】
建設発生土運搬 残土処分	処分費		90%	【完】
鉄筋		コンクリート打設完了検査済み	100%	
コンクリート	各種コンクリート	コンクリート打設完了検査済み	90%	(注4)
		設計基準強度確認手直し(ｺﾝ処理、豆板等補修)完了検査済み	100%	
	打設手間及び機械損料等	コンクリート出来形率	100%	
	温度補正	コンクリート出来形率	100%	補正期間に係る場合
型枠		コンクリート打設完了検査済み	90%	(注5)
		脱型撤去片付 完了検査済み	100%	
	運搬費、残材処分費	各種型枠出来形率	100%	

工種	区分	出来形状況	出来形 認定率	備考	
鉄骨		工場製作完成検査済み	80%	(注6)	
		現場建方本締め 完了検査済み	100%		
PC板		工場製作完了検査済み	80%	(注6) (別注品)	
		目地処理完了検査済み	100%		
	シーリング 等目地処理	完了検査済み	90%	【完】	
ALC板		取付完了検査済み	80%		
		目地処理完了検査済み	100%		
	シーリング 等目地処理	完了検査済み	90%	【完】	
既製コンクリート	化粧目地仕上	積み上げ完了検査済み	70%		
		目地詰完了検査済み	100%		
	化粧目地仕上 げのない場合	積み上げ 完了検査済み	100%		
防水	塗装仕上げ のある場合	施工完了検査済み	80%	【完】	
		塗装完了検査済み	90%		
	塗装仕上げ のない場合	施工完了検査済み	90%		
	防水押え金 物等	完了検査済み	90%		
	シーリング	施工完了検査済み	90%		
石及びタイル	内装用	張付完了検査済み	90%	【完】	
	外装用	張付完了検査済み	90%		
		クリーニング完了検 査済み	100%		
	外装用 (先付け工法)	コンクリート打設完 了脱型枠	70%		
		クリーニング完了検 査足場撤去済み	100%		
木材	造作材	取付完了検査済み	90%	【完】	
	構造材	取付完了検査済み	100%		
	加工組立	木材、パネル材合計 の出来高率	100%		
金 物	製作金物 (住宅用手摺 等除く)	塗装仕上げ のない場合	現地搬入検査済み	70%	(別注品) (注7)
			取付調整完了検査済み	100%	
		塗装仕上げ のある場合	現場搬入検査済み (塗装仕上未了)	60%	(別注品)
			塗装取付調整完了検 査済み	100%	
	既製金物		取付完了検査済み	60%	(注8)

工種	区分	出来形状況	出来形認定率	備考	
住宅用金物	塗装仕上げ、取付材のない場合	取付調整完了検査済み	100%	BL手摺、アルミ面格子、物干し金物等	
	塗装仕上げ、取付材のある場合	取付完了検査済み	60%	バルコニー手摺、パーテーション金物等	
		塗装取付材施工調整完了検査済み	100%		
左官	モルタル塗り	下塗完了検査済み	20%	【完】	
		中塗完了検査済み	60%		
		上塗完了検査済み	90%		
	コンクリート鏝押さえ	施工完了検査済み	100%		
建具	木製建具	建具金物込みの場合	現地搬入検査済み	60%	(注6)
			金物取付調整完了検査済み	100%	
		建具金物込みでない場合	建付完了検査済み	90%	
			金物取付調整完了検査済み	100%	
	金属製建具	建具金物込みの場合	工場製作完了検査済み	50%	
			建付完了検査済み	70%	
			金物取付調整完了検査済み	100%	
		建具金物込みでない場合	工場製作完了検査済み	60%	
建付完了検査済み	90%				
カーテンウォール		工場製作完了検査済み	80%	金属製別注品(注6)	
		目地処理完了検査済み	100%		
	シーリング等目地処理	完了検査済み	90%	【完】	
ガラス	各種ガラス	嵌め込み完了検査済み	80%	【完】	
	養生、クリーニング	完了検査済み	80%	【完】	
	ガラス押え、ガスケット	当該ガラス合計の出来形率	80%	【完】	
塗装	2回塗り	下塗完了検査済み	60%	【完】	
		上塗完了検査済み	90%		
	3回塗り	下塗完了検査済み	30%	【完】	
		中塗完了検査済み	60%		
		上塗完了検査済み	90%		
	防腐剤	施工完了検査済み	100%		

工種	区分	出来形状況	出来形 認定率	備考
仕上塗材	吹付	施工完了検査済み	90%	【完】
	下地処理	施工完了検査済み	90%	
		仕上塗材施工完了済み	100%	
内外装	下地材 (塗装下地含む)	施工完了検査済み	90%	
		仕上材張付完了	100%	
	仕上材	施工完了検査済み	90%	【完】
部品・その他	流し台、吊戸棚、ユニットバス、防水パ等	据付又は取付完了検査済み (コーキング打完了共)	90%	【完】
	換気パイプ等	取付完了検査済み 部品を含む場合は部品取付完了検査済み	100%	
内装プレハブ	内装パネル	パネル建込み完了検査済み(パネルには、壁[石膏ボード等の下地材と柱・頭繋ぎ等の構造材含む]・天井廻縁[台所・洋室を除く]・框・敷居・付鴨居・額縁等を含む)	70%	
	内装パネル	① 物入造作取付 ② 押入造作取付 ③ 台所・洋室天井廻縁取付 ④ 巾木取付 ⑤ 便所棚板取付 ⑥ 洗面所棚板取付 ①～⑥の工事が全て完了検査済み	90%	【完】
共通仮設費		直接工事費の出来形率による		
現場経費		直接工事費の出来形率による		
一般管理費等		直接工事費の出来形率による		

工種	区分	出来形状況	出来形認定率	備考
設備を構成する機械電気器具		製造工場等にある工場製品 (製作完了検査済み)	70%	監督職員の検査を受けて合格したもの、及び監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払いの対象とすることを指定したものに限り、汎用品は除く。 (注6)
		現場に搬入済み (製作完了検査済み)	80%	
		取付完了	90% (注10)	
		取付完了検査済み	100% (注11)	
搬入据付費		同上機械電気器具の出来形率による		取付完了以上のものに限り。
		現場に搬入加工(検査)済みの工事材料	50% (注9)	
		取付完了	90% (注10)	
		取付完了検査済み	100% (注11)	

※出来形に関し前各号により難しいものについては、監督職員と検査担当で協議する。

建築関係工事 査定基準説明事項

○査定基準における注1～注11は次によるものとする。

- (注1) 当該工事の完了とは階層、戸別又は部屋別等で、作業工程上区分できる部分の工事の完了をいう。
ただし、完了部分に投下された材料及び労力が、機能上その効果を発揮できるものに限る。
(他に運用できる製品、手戻り等があると思われるものは、出来高として認められない。)
- (注2) 打設完了した杭について100%と認定する。ただし残土、泥土処分が杭に含まれている場合は、その打設した杭の残土、泥土処分完了した時のみ杭打設完了とみなす。
- (注3) 逆打工法：耐圧板施工完了で100%と認定する。
切梁工法：切梁撤去完了で100%と認定する。
- (注4) 階層別、又は、工事工程上打設完了したコンクリート数量により査定する。
- (注5) 階層別、又は、工事工程上打設完了したコンクリートに対する型枠の数量により査定する。
- (注6) 部分払いの対象となった出来形部分及び工事材料については、大阪広域環境施設組合管理者を受取人として、現場取付までの期間事故に対して出来形査定相当額の傷害保険等に加入させるか、銀行保証書を提出させる。
- (注7) 製作金物とは本組合独自の規格、又は、設計、若しくは仕様に基づき製作する金物、いわゆる別注の金物をいう。(本組合独自のものであっても、既製品の一部を変更し市場生産されている金物は除く)具体的には、図面、又は、特記に基づき、製作図を作成し製作するものをいい、住宅用手摺等は除く。
- (注8) 既製金物は取付完了検査済みで出来高率は60%とするが、清掃、調整、塗装(塗装込みの場合)完了し、かつ、他に転用のおそれがないと認める時点においてのみ、出来形率100%と認定することができる。
それ以外については完成時においてのみ、出来形率100%と認定する。
- (注9) 汎用品の器具及び配管、配線等が複合単価(労務費を含む)の場合は、出来形認定率50%に0.5を乗じて25%とする。
- (注10) 『取付完了』とは、①配管において、加工、接続、端末処理、支持金物による固定、敷設等が完了したもので、必要な養生等が行われたもの、②配線において、両端末の機器・端子等への接続が完了したものをいう。
- (注11) 『取付完了検査済み』とは、試験成績書等の書類の確認及び、通水・通電試験等を実施し、動作確認または機能確認の結果、合格を認めたものをいう。

○備考欄の【完】の工種については、完成時においてのみ出来形100%と認定する。

○査定簿作成においては、査定率算定の根拠資料を作成する。

3. プラント設備工事

プラント設備工事については、「機械・電気設備に係る積算運用基準及び出来高査定基準」（最新：H30.6）で定めている「交付金事業に係る廃棄物処理施設のプラント建設・改修出来高査定基準」により行うものとする。

表4-3 交付金事業に係る廃棄物処理施設のプラント建設・改修出来高査定基準

項 目		交付金事業に係る廃棄物処理施設のプラント建設・改修出来高査定基準
配管・配線	現場に搬入し検査済みのもの	出来高 50%以内と認める
	取付完了し検査済みのもの	出来高 80%以内と認める
設備を構成する機械器具	製作工場等において検査済みのもの (他に転用し難いもの)	出来高、製品価格の100%以内と認める (保証制度を取り入れた場合)
	現場に搬入し検査済みのもの (他に転用し難いもの)	出来高 100%以内と認める (据付費用は除く)
	据付が完了し検査済みのもの	出来高 100%以内と認める

(1) 交付金事業に係る廃棄物処理施設のプラント建設・改修出来高査定基準以外の査定項目は本組合の請負工事出来高査定基準を適用する。

(2) 「製作工場等において検査済みのもの」とは、工場製作で単体として完成又は仮組立の状態での機器の検査済みのものをいう。この場合、次の要件を満たすことにより、出来高を認める。

- ① 本組合職員が製作工場等において性能試験、寸法検査等を行い合格したもの及びボイラ水管のように現場搬入溶接組立するもので製作工場において各種官庁検査に合格し、かつ本組合職員の立会検査に合格したもの
- ② 工場完成検査に際して次の資料を提出させる。
 - ア 機器保管届（別紙様式による）
 - イ 製品完成又は仮組立状況写真
 - ウ 工場保管要領書
 - エ 工事試験成績書
- ③ この検査基準に基づく部分払いについては、本組合が損害を受けることのないよう、管理者を受取人とする損害保険等の契約をさせ、部分払いについて銀行保証を取りつける等の措置を講ずる。

※「製作工場等」とは、製作工場のほか、本組合職員の下承を得た性能試験、寸法検査等、所定の検査が実施可能な場所をいう。

4. 設計監理・施工監理業務委託

設計監理・施工監理業務委託の出来高査定については、大阪市都市整備局の「工事監理業務委託に関する提出書類一覧表（令和4年4月）」の部分払金の算定例に準じる。

なお、設計監理・施工監理業務委託の部分払については、「建築工事監理業務委託契約書約款 第37条」に基づき九分金払いとする。具体的な出来高査定方法は以下のとおりとする。

(1) 設計監理

特記仕様書で定めた配分時間（人・時間）と受託者より提示された累計時間（人・時間）を比較し少ない方を採用し、仕様書で定めた最低従事時間（人・時間）で除し出来高率を算定する。

① 出来高率算出方法

$$\text{出来高率} = \frac{\text{累計時間 と 配分時間 の少ない方}}{\text{特記仕様書で定めた最低従事時間}} \times 100$$

② 出来高決定方法

累計時間（人・時間）と配分時間（人・時間）の少ない方とする。

表4-4 出来高算出例（設計監理）

最低従事時間：2,700（人・時間）

契約からの年数	1年目	2年目	3年目
配分時間	40	2,100	2,700
累計時間	34	2,017.5	2,800

※最低従事時間は設計監理の総累計時間より設定。

※配分時間は設計監理の各年度累計時間より設定。

1年目 (第1回出来高払い)	2年目 (第2回出来高払い)	3年目 (第3回出来高払い)
出来高率：1.3% 34÷2,700 ×100=1.25%	出来高率：74.7% 2,017.5÷2,700 ×100=74.72%	出来高率：100.0% 2,700÷2,700 ×100=100.00%

(2) 施工監理

特記仕様書で定めた配分時間（人・時間）と受託者より提示された累計時間（人・時間）を比較し少ない方を採用し、仕様書で定めた最低従事時間（人・時間）で除し出来高率を算定する。

なお、事務補助業務、会検検査等の対応および瑕疵検査の対応に係る時間については施工監理業務での従事時間として計上する。

① 出来高率算出方法

$$\text{出来高率} = \frac{\text{累計時間 と 配分時間 の少ない方}}{\text{特記仕様書で定めた最低従事時間}} \times 100$$

① 出来高決定方法

累計時間（人・時間）と配分時間（人・時間）の少ない方とする。

表4-5 出来高算出例（施工監理）

最低従事時間：15,000（人・時間）

契約からの年数	2年目	3年目	4年目	5年目
配分時間	2,000	6,000	10,000	15,000
累計時間	1,800	5,500	11,000	15,500

※最低従事時間は施工監理分の総累計時間より設定。

※配分時間は施工監理分の各年度累計時間より設定。

2年目 (第2回出来高払い)	3年目 (第3回出来高払い)	4年目 (第4回出来高払い)	5年目 (第5回最終支払い)
出来高率：12.0% 1,800 ÷ 15,000 × 100 = 12.00%	出来高率：36.7% 5,500 ÷ 15,000 × 100 = 36.66%	出来高率：66.7% 10,000 ÷ 15,000 × 100 = 66.66%	出来高率：100.0% 15,000 ÷ 15,000 × 100 = 100.00%

各回出来高払いは、(1) 設計監理、(2) 施工監理の出来高の合計時間で支払いを行う。

表4-6 出来高算出例を基にした各回中間払いについて

契約からの年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
出来高払い	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
(1) 設計監理	34.0	2,017.5	2,700.0	2,700.0	2,700.0
出来高率	1.3%	74.7%	100.0%	100.0%	100.0%
(2) 施工監理	0.0	1,800.0	5,500.0	10,000.0	15,000.0
出来高率	—	12.0%	36.7%	66.7%	100.0%
① 合計	34.0	3,817.5	8,200.0	12,700.0	17,700.0
出来高率(全体)	0.2%	21.6%	46.3%	71.8%	100.0%

積算金額：192,781,000 円
 契約金額：174,500,000 円
 契約率：0.90517
 設計労務単価：32,800 円/人

とし出来高支払い金額を算出する。

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
ア 直接人件費 ①×設計労務単価/8×契約率	126,180	14,167,494	30,431,815	47,132,201	65,688,186
イ 諸経費 ア×110%	138,798	15,584,243	33,474,996	51,845,421	72,257,004
ウ 技術料等経費 (ア+イ)×15%	39,746	4,462,760	9,586,021	14,846,643	20,691,175
エ 消費税等相当額 (ア+イ+ウ)×10%	30,472	3,421,449	7,349,283	11,382,426	15,863,635
オ 出来高金額 (ア+イ+ウ+エ)	335,196	37,635,946	80,842,115	125,206,691	174,500,000
カ 九分金額 (オ×9/10)	301,000	33,872,000	72,757,000	112,686,000	157,050,000
キ 既支払い金額	0	301,000	33,872,000	72,757,000	112,686,000
ク 十分金額	0	0	0	0	17,450,000
ケ 今回支払い金額 (カ-キ+ク)	301,000	33,571,000	38,885,000	39,929,000	61,814,000

※九分金額は 1,000 円未満切り捨てとする。

※契約率小数点第6位四捨五入に伴う端数調整については、最終支払い時のウ 技術料等経費で調整する。

ア 直接人件費 = 65,688,186
 イ 諸経費 = 72,257,004
 ウ 技術料等経費 = 20,691,778 - 604
 エ 消費税等相当額 = 15,863,696 - 60
 オ 出来高金額 = 174,500,664 ➡ 174,500,000 (差分：-664/1.1)

5. 出来高査定基準対照表

大阪市の出来高査定基準を準用する土木関係工事、建築関係工事について、原文と本マニュアルとの対照表を以下に記す。

○土木関係工事

表4-7 対照表

大阪市建設局 下水道工事（土木）出来高査定運用基準	設計・施工モニタリングマニュアル
<p>1. 出来高対象部分は、<u>契約図書</u>に基づく監督職員の検査に合格した施工済み部分及び検査済み材料をいう。</p> <p>2. 出来高金額は、工事内訳書の内訳に合わせた出来高数量に、単価を乗じて算出するものとする。</p> <p>3. 出来高認定は、<u>別表</u>の「下水道工事（土木）出来高認定率」によるものとする。 なお、これにより難しい場合は100%を限度として認定することができる。</p> <p>4. 「下水道工事（土木）出来高認定率」により難しいものは、<u>別途算出した認定率</u>によるものとする。</p> <p>5. 出来高数量が契約数量を超えている場合（以下「<u>超過数量</u>」という。）で、単価が変わらないものは、その出来高数量まで認定することができる。 但し、次に示す範囲内において実施することとする。 ①各工種毎の超過数量は、当該工種に係る当初契約数量の20%を超えないこと。 ②各工種毎の超過数量で20%を超える工種がある場合は、当該工種について20%を限度として認定することができる。 20%を超える部分については、設計変更をしたうえでこれを認定することができる。 なお、契約数量を超える認定をした場合、直近の設計変更において、必ず設計変更を行い、契約数量以内にしておくこと。 ③一式表示による工種については、100%を限度として認定することができる。 ④各工種の認定額の合計が契約金額を超えるときは、契約金額未満とする。</p> <p>6. 中間出来高工事価格は千円止（千円未満切捨）とする。</p> <p>7. 出来高に関して別表により難しいもの、又は疑義が生じた場合は、<u>検査担当課及び設計所管理と協議のうえ、財政局と協議するものとする。</u></p> <p>8. 出来高の対象となった製品（工場保管の製品）については、<u>大阪市長</u>を受取人として、出来高査定相当額の銀行保証書又は履行保証保険証を提出させるものとする。</p>	<p>1. 出来高対象部分は、<u>承認済みの施工承諾申請書</u>に基づく監督職員の検査に合格した施工済み部分及び検査済み材料をいう。</p> <p>2. 出来高金額は、工事内訳書の内訳に合わせた出来高数量に、単価を乗じて算出するものとする。</p> <p>3. 出来高認定は、<u>表4-1</u>の「下水道工事（土木）出来高認定率」によるものとする。 なお、これにより難しい場合は100%を限度として認定することができる。</p> <p>4. 「下水道工事（土木）出来高認定率」により難しいものは、<u>7. の協議により決定した認定率</u>によるものとする。</p> <p>5. 出来高数量が契約数量を超えている場合（以下「<u>超過数量</u>」という。）で、単価が変わらないものは、その出来高数量まで認定することができる。 但し、次に示す範囲内において実施することとする。 ①工種毎の超過数量は、当該工種に係る当初契約数量の20%を超えないこと。 ②工種毎の超過数量で20%を超える工種がある場合は、当該工種について20%を限度として認定することができる。 20%を超える部分については、設計変更をしたうえでこれを認定することができる。 なお、契約数量を超える認定をした場合、直近の設計変更において、必ず設計変更を行い、契約数量以内にしておくこと。 ③一式表示による工種については、100%を限度として認定することができる。 ④各工種の認定額の合計が契約金額を超えるときは、契約金額未満とする。</p> <p>6. 中間出来高工事価格は千円止（千円未満切捨）とする。</p> <p>7. 出来高に関して<u>表4-1</u>により難しいもの、又は疑義が生じた場合は、<u>検査担当と監督職員の協議により決定するものとする。</u></p> <p>8. 出来高の対象となった製品（工場保管の製品）については、<u>大阪市広域環境施設組合管理者</u>を受取人として、出来高査定相当額の銀行保証書又は履行保証保険証を提出させるものとする。</p>

○建築関係工事

表4-8 対照表

大阪市都市整備局 工事監督要領 工事出来高査定基準	設計・施工モニタリングマニュアル
<p>① 出来高査定簿は業者内訳明細書により作成する。</p> <p>② 出来形部分に係る出来高査定根拠の資料を作成する。 ・ 出来形部分の内、査定範囲を明示した図面 ・ 出来形数量の算定資料等</p> <p>③ 出来形部分の認定は、部分払検査において認定された部分とする。</p> <p>④ 出来高金額は、当該出来形部分の出来高等に単価・数量を乗じて算定する。</p> <p>⑤ 出来高査定簿に計上する出来高率（%）は、各項目の出来形率に出来形認定率を乗じて算定し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>⑥ 一式計上された項目の<u>出来形認定部分</u>については、<u>本市内訳明細書</u>により算定した出来形率とする。</p>	<p>① 出来高査定簿は業者内訳明細書により作成する。</p> <p>② 出来形部分に係る出来高査定根拠の資料を作成する。 ・ 出来形部分の内、査定範囲を明示した図面 ・ 出来形数量の算定資料等</p> <p>③ 出来形部分の認定は、部分払検査において認定された部分とする。</p> <p>④ 出来高金額は、当該出来形部分の出来高等に単価・数量を乗じて算定する。</p> <p>⑤ 出来高査定簿に計上する出来高率（%）は、各項目の出来形率に出来形認定率を乗じて算定し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>⑥ 一式計上された項目の<u>出来形部分</u>については、<u>業者内訳明細書金額の100%を限度として認定できるものとする。</u></p> <p>⑦ <u>中間出来高工事価格は千円止（千円未満切捨）とする。</u></p>

※⑥については、本事業が設計・施工を一括して事業者が行うことから、設計数量に基づく積算を行っておらず組合内訳明細書による出来形算定ができないため、一式計上された項目の出来形部分については、業者内訳明細書金額の100%を限度として認定できるものとする。

※⑦については、中間出来高工事価格の端数調整方法が原文に明記されていないため、建設局下水道工事（土木）の出来高査定基準に準じる。

第5章 様式集

- 別紙1 事業者セルフモニタリングシート
- 別紙2 要求性能チェックシート
- 別紙3 協議書・審査書
- 別紙4 審査受領書
- 別紙5 機器保管届（部分払い保管届用）
- 別紙6 監督業務詳細フロー

事業者セルフモニタリングシート

モニタリング実施者確認欄

様式第 号 設計・建設業務要求水準内容記載確認記入表		実施設計内容	チェック項目	確認結果	
要求水準項目及び追記項目	弊社設計仕様			個別評価	最終評価

モニタリング実施者確認欄

様式第 12 号〔2/2〕 設計・建設業務要求水準内容記載確認記入表（2/2）		実施設計内容		チェック項目		確認結果	
要求水準項目及び追記項目		弊社設計仕様				個別評価	最終評価
第3章 プラント設備工事							
2. 受入供給設備							
(2) 計量機				協議用設計資料提出時			○
ア 形式	0-ド 切式（4点指示）ピット方式	0-ド 切式（4点指示）ピット方式	0-ド 切式（4点指示）ピット方式	○○○○○○○○○	○		
イ 数量	[]基（搬入用[]基、搬出用[]基）	[2]基（搬入用[1]基、搬出用[1]基）	[2]基（搬入用[1]基、搬出用[1]基）	○○○○○○○○○	○		
ウ 秤量	30t	30t	30t	○○○○○○○○○	○		
・	・	・	・	組合又は受託者からの改善指摘事項			●
・	・	・	・	●●●●●●●●	●		
・	・	・	・	●●●●●●●●	●		
・	・	・	・	●●●●●●●●	●		
・	・	・	・				

44

提案書、要求水準書、法令等に適合していることを確認するための具体的なチェック内容や、その他、設計上考慮した内容等を記入

設計協議時及び組合及び受託者による資料確認時の改善指摘事項を記入

要求性能チェックシート（記載例）

技術審査時事業者設計仕様

要求水準書		技術審査時 事業者提案設計仕様
9 排水処理設備工事（参考） (2) ごみ汚水処理装置 イ ごみ汚水送水ポンプ (7) 数量 (4) 吐出量 (7) 主要部材質 (2) 主要機器（1基につき） A ポンプ本体 B 駆動電動機 C その他付属品 (4) 構造	2基（交互運転） [] m/h ステンレス製 1台 1台 1式 A ごみ汚水による閉塞などに十分配慮した構造とすること。 B メンテナンス性に十分配慮すること。	2基（交互運転） [3.0] m/h ステンレス製 1台 1台 1式 A ごみ汚水による閉塞などに十分配慮した構造とします。 B メンテナンス性に十分配慮します。

要求性能チェックシート

実施設計協議用資料	事業者提案設計仕様との変更の有無	要求水準書 9 排水処理設備工事（参考）							関係法令適合確認			
		(1) 設備概要 イ 構造							(2) ごみ汚水処理設備		騒音規制	振動規制
(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	A	B			
9 排水処理設備工事（参考） (2) ごみ汚水処理装置 イ ごみ汚水送水ポンプ 2基（交互運転） [3.0] m/h SUS304 1台 1台 1式 A ごみ汚水による閉塞などに十分配慮した構造とします。 B メンテナンス性に十分配慮します。	無 無 無 無 無 無 無 無 無									○	○	
設計協議資料 事業者提案事項採用理由 (ウ) 主要部材質については取り扱う流体が腐食性の低いごみ汚水であること、当組合他工場でも同材質を使用していることから事業者提案のSUS304で要求水準を満たすと判断し採用する。												
事業者への改善指摘理由												

協議書 ・ 審査書	
工事名称	大阪広域環境施設組合鶴見工場建替・運転委託事業
資料分類	<input type="checkbox"/> 基本設計図書 <input type="checkbox"/> 実施設計図書 <input type="checkbox"/> 施工承諾申請書 <input type="checkbox"/> その他
資料名称	<input type="checkbox"/> 要求水準書 第2編 設計・建設業務 <input type="checkbox"/> その他

報告内容	<p>上記資料について</p> <input type="checkbox"/> 審査した結果、事業者提案書、要求水準書及び関係法令等を満足していることを報告します。 <input type="checkbox"/> 審査した結果、事業者提案書、要求水準書及び関係法令等を満足していないため、事業者に指示したことを報告します。 <input type="checkbox"/> その他 { <div style="text-align: right; margin-right: 20px;"> 鶴見工場 建替工事設計監理・施工監理業務委託（受託者） 会社名 ○○○○○○○ 責任者名 ○○ ○○ (処理・回答日) </div>								
	<p>上記資料について</p> <input type="checkbox"/> 審査した結果、事業者提案書、要求水準書及び関係法令等を満足していることを報告します。 <input type="checkbox"/> 審査した結果、事業者提案書、要求水準書及び関係法令等を満足していないため、事業者に修正を指示してください。 <input type="checkbox"/> その他 { <div style="text-align: right; margin-right: 20px;"> 大阪広域環境施設組合建設企画課 総括監督員 ○○ ○○ (処理・回答日) </div>								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 15%;">監督職員</td> <td style="width: 15%;">総 括</td> <td style="width: 15%;">主 任</td> <td style="width: 15%;">担 当</td> </tr> <tr> <td>チェック</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	監督職員	総 括	主 任	担 当	チェック	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
監督職員	総 括	主 任	担 当						
チェック	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						

協議書 ・ 審査書									
工事名称	大阪広域環境施設組合鶴見工場建替・運転委託事業								
資料分類	<input type="checkbox"/> 基本設計図書 <input type="checkbox"/> 実施設計図書 <input checked="" type="checkbox"/> 施工承諾申請書 <input type="checkbox"/> その他								
資料名称 <input checked="" type="checkbox"/> 要求水準書 第2編 設計・建設業務 <input type="checkbox"/> その他	計量機 (第3章プラント設備工事 2受入供給設備工事 (2)計量機)								
報告内容	<p>上記資料について</p> <input type="checkbox"/> 審査した結果、事業者提案書、要求水準書及び関係法令等を満足していることを報告します。 <input checked="" type="checkbox"/> 審査した結果、事業者提案書、要求水準書及び関係法令等を満足していないため、事業者に指示したことを報告します。 <input checked="" type="checkbox"/> その他 { 指示内容は別添資料のとおり。 } <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> 鶴見工場 建替工事設計監理・施工監理業務委託(受託者) 会社名 ○○○○○○○○ 責任者名 ○○ ○○ (処理・回答日) </div>								
	<p>上記資料について</p> <input type="checkbox"/> 審査した結果、事業者提案書、要求水準書及び関係法令等を満足していることを報告します。 <input type="checkbox"/> 審査した結果、事業者提案書、要求水準書及び関係法令等を満足していないため、事業者に修正を指示してください。 <input checked="" type="checkbox"/> その他 { 指示内容を確認した。 } <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> 大阪広域環境施設組合建設企画課 総括監督員 ○○ ○○ (処理・回答日) </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">監督職員</td> <td style="text-align: center;">総括</td> <td style="text-align: center;">主任</td> <td style="text-align: center;">担当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">フィク</td> <td style="text-align: center;">☑</td> <td style="text-align: center;">☑</td> <td style="text-align: center;">☑</td> </tr> </table>	監督職員	総括	主任	担当	フィク	☑	☑	☑
監督職員	総括	主任	担当						
フィク	☑	☑	☑						

別紙4

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪広域環境施設組合鶴見工場建替工事（受注者）
会社名 ○○○○○○○○
責任者名 ○○ ○○

大阪広域環境施設組合建設企画課
総括監督員 ○○ ○○

審査受領書	
工事名称	大阪広域環境施設組合鶴見工場建替・運転委託事業
承諾用資料分類	<input type="checkbox"/> 基本設計図書 <input type="checkbox"/> 実施設計図書 <input type="checkbox"/> 施工承諾申請書 <input type="checkbox"/> その他
資料名称	
<input type="checkbox"/> 上記書類について審査済み書類と相違ないことを確認した。	

別紙5

別紙様式（部分払い保管届用）

令和 年 月 日

大阪広域環境施設組合管理者 様

受注者
氏名

機 器 保 管 届

下記機器を現場据付が完了するまで、当社において管理保管いたします。
なお、保管中に生じた減失または毀損による補償は、当社の負担で行います。

工事名称：

機器名称	数量	保管場所（名称、地番）	備考

	協議	受領	指示
内容	<p>・事業者が協議に必要な資料を提出し受託者監督員に①提出する。・受託者監督員は、協議に必要な資料を確認し組合監督職員に②提出する。・組合監督職員は協議に必要な資料を③確認する。・確認後、組合監督職員、及び事業者は④協議を行う。その際受託者監督員は、組合の監督職員の⑤助言、助勢を行う。・組合監督職員は、協議内容について⑥保管する。</p>	<p>・組合監督職員は、審査後の資料内容を確認後①受領し、受託者監督員を経由し事業者へ②連絡。・受託者監督員は、事業者を受領の③連絡。・請負者は連絡を受けた後資料を受託者監督員に④提出。・受託者監督員は資料を組合監督職員へ⑤提出。・組合監督職員は⑥保管する。</p>	<p>・組合監督職員は指示の内容を、受託者監督員を経由し事業者へ①指示。・受託者監督員は指示の内容を②確認し、事業者に③指示する。</p>
組合監督職員			
受託者監督員			
事業者			

	審査（パターン1）	審査（パターン2）	審査（パターン3）
内容	<p>・事業者が審査資料を①提出。・受託者監督員は資料の内容を②審査し、内容に不備がある場合、事業者に③指示するとともに、組合監督職員に指示内容を④報告する。</p>	<p>・事業者が審査資料を①提出。・受託者監督員は資料の内容を②審査し、内容に不備がない場合、組合に③提出する。・組合監督職員は資料の内容を④審査し、内容に不備がある場合、受託者監督員を経由し事業者へ⑤指示。・受託者監督員は指示の内容を確認し、事業者に⑥指示する。</p>	<p>・事業者が審査資料を①提出。・受託者監督員は資料の内容を②審査し、内容に不備がない場合、組合に③提出する。・組合監督職員は資料の内容を④審査し、内容に不備がない場合、「受領」へ</p>
組合監督職員			
受託者監督員			
事業者			

	立会（パターン1）	立会（パターン2）	
内容	<p>・事業者は作業工程に関し、組合監督職員や受託者監督員が臨場し、現場施工の状況が設計図書に適合していることを確かめる必要がある場合、①立会願いを提出する。・受託者監督員は立会願いの内容を②確認し、組合との③調整により組合監督職員の臨場が必要な場合は、組合監督職員に④立会願いを提出する。・組合監督職員は調整内容に基づき⑤立会する。</p>	<p>・事業者は作業工程に関し、組合監督職員や受託者監督員が臨場し、現場施工の状況が設計図書に適合していることを確かめる必要がある場合、①立会願いを提出する。・受託者監督員は立会願いの内容を②確認し、組合との③調整により組合監督職員の臨場が必要な場合は、受託者監督員のみ③立会する。・受託者監督員は立会の状況を④報告する。</p>	
組合監督職員			
受託者監督員			
事業者			

第 6 章 要求水準書適合チェック参考資料（別冊）

工事監理・工事検査業務関係規定

地方自治法（抄）

地方自治法施行令（抄）

建築士法（抄）

大阪広域環境施設組合契約規則（抄）

大阪広域環境施設組合建築工事監理業務委託契約書

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合業務委託（経常型）監督検査手引き

大阪広域環境施設組合請負工事監督検査要領

営繕工事写真撮影要領

デジタル写真管理情報基準

【本マニュアルの改定履歴】

令和 4年 9月制定